

第3期 摂津市 障害福祉計画

平成24年度～26年度

平成24年3月

 摂津市

発刊にあたって

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、本市ではその法定計画として、平成 19 年 3 月に障害福祉サービスについての方策を示す「第 1 期摂津市障害福祉計画」を策定しました。以降、年齢や国籍などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域福祉を推進してまいりました。平成 21 年 3 月には「第 2 期摂津市障害福祉計画」を策定し、第 1 期計画期間における実績等からより具体的かつ時勢に対応する方策を打ち出し、その実行に努めてまいりました。

障害者自立支援法は、「応益負担」「3 種類の障害の制度間での格差を解消」「障害者施策の実施主体を市町村へ一元化する」「自立方針への転換」を柱としており、この施行は、障害のある方や障害者施策に大きな変化をもたらすものとなりました。特に、応益負担の取り決めは、障害のある方も含めた皆が互いに負担し支えあうという、それまでの福祉政策とはまったく異なった考え方を前提としたものです。その後、平成 22 年には同法の一部改正が行われ、応益負担の明確化、障害者の範囲の見直しや重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化、グループホーム・ケアホーム入居者への支援の創設などが実施されました。また、平成 25 年 4 月からの施行をめざし、障害福祉サービスの対象を難病患者らにも拡大することなどを柱とする障害者自立支援法改正案が国で審議されているところです。

このように障害福祉に関わる制度が大きく変化する中、障害者の自立性・自主性を尊重した支援がこれまで以上に求められており、第 2 期計画までの実績の分析・比較やアンケート調査等で把握した市民ニーズ、課題を踏まえ、平成 24 年度から平成 26 年度までの障害福祉サービス等の計画的な提供体制を確保するための計画として、「第 3 期摂津市障害福祉計画」を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、基本理念である「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を推進することで、“思いやり”“奉仕”“感謝”“あいさつ”“節約”を実践する「人間基礎教育」が徹底された元気あふれるまち・せつつの実現に繋がります。市民の皆さまには、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びになりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「摂津市障害者施策推進協議会」および「摂津市障害者地域自立支援協議会」の委員の皆さま、団体・市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成 24 年 3 月

摂津市長 森山 一正

摂津市民憲章

わたしたち、淀川のゆたかな流れのほとりに住む摂津市民は、これまでにきずかれてきた伝統と文化を生かし、力を合わせて、しあわせのあふれるまちをつくるために、この市民憲章をさだめます。

1. みんなでつくろう ゆたかで平和な すみよいまちを
2. みんなできずこう きまりをまもる あかるいまちを
3. みんなでそだてよう 花とみどりの きれいなまちを
4. みんなでめざそう 老人と子どもをいたわる えがおのまちを
5. みんなでのばそう かおりの高い 文化のまちを

(昭和 46 年 11 月 1 日制定)

【 目 次 】

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画期間	2
3.	計画の対象	2
4.	計画の位置づけと上位・関連計画	3
5.	法令による根拠、国の基本指針等	4
(1)	法令等による本計画の根拠	4
(2)	障害者自立支援法の改正と今後の動向	4
(3)	国の第3期障害福祉計画の考え方	5
6.	策定の経緯	6
(1)	障害のある人、障害者福祉関係団体、事業者等の実態・ニーズの把握	6
(2)	摂津市障害者施策推進協議会・摂津市障害者地域自立支援協議会による計画策定の検討	6
(3)	庁内等での検討・協議	6
(4)	パブリックコメントの実施	6
7.	目標値・サービス見込量に対する基本的な考え方	8
第2章	計画の進捗状況	9
1.	第2期計画の目標と実績の比較	9
2.	障害福祉サービス等の実施状況	11
(1)	訪問系サービス・短期入所（ショートステイ）	11
(2)	日中活動系サービス	12
(3)	居住系サービス	15
(4)	サービス利用計画作成	16
(5)	地域生活支援事業	17
第3章	基本理念と基本的考え方	20
1.	基本理念	20
2.	基本的な考え方	23
3.	目標	24
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	24
(2)	福祉施設から一般就労への移行	25
(3)	就労移行支援事業の利用者数及び就労継続支援（A型）利用者数	26
(4)	就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	26
第4章	施策の方向性	27
目標1	必要な訪問系サービス・短期入所（ショートステイ）の推進	27
(1)	現状と課題	27
(2)	見込量	28
(3)	見込量確保のための方策	29

目標 2	日中活動系サービスの確保	32
(1)	現状と課題	32
(2)	見込量	33
(3)	見込量確保のための方策	35
目標 3	地域生活への移行を支える居住施策の推進	37
(1)	現状と課題	37
(2)	見込量	38
(3)	見込量確保のための方策	39
目標 4	一般就労にむけた支援の連携と福祉的就労の場の支援	41
(1)	現状と課題	41
(2)	見込量	42
(3)	見込量確保のための方策	43
目標 5	利用者本位の相談・サービス提供体制の整備	47
(1)	現状と課題	47
(2)	見込量	48
(3)	見込量確保のための方策	49
目標 6	市が実施主体となる地域生活支援事業の推進	54
(1)	現状と課題	54
(2)	見込量	55
(3)	見込量確保のための方策	57
目標 7	障害のある児童の支援サービス	59
(1)	現状と課題	59
(2)	見込量	59
(3)	見込量確保のための方策	60
第 5 章	計画の推進体制	63
1.	計画推進のための背景	63
2.	庁内の連携	63
3.	障害のある人や住民による取り組みの推進	63
4.	サービス提供事業者や民間事業者の役割	64
5.	地域全体での取り組み	64
6.	計画の広報・啓発活動	64
7.	近隣市町との連携の強化	65
資 料		66
1.	計画策定の経緯	66
2.	摂津市障害者施策推進協議会	67
3.	摂津市障害者地域自立支援協議会	70
4.	計画策定に関する各種調査の結果概要	72
(1)	障害者関連団体ヒアリング調査の結果より	72
(2)	障害者施策に関するアンケート調査の結果より	74

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

「障害福祉計画」は「障害者自立支援法」による法定計画で、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざすことを目的に障害福祉サービスや地域生活支援事業などの整備方針を示すものです。

本市では、平成19年3月に「第1期摂津市障害福祉計画（以下「第1期計画」）」を策定し、続いて平成21年3月には第1期計画の計画期間が満了したことを受けて「第2期摂津市障害福祉計画（以下「第2期計画」）」を策定しました。第1期計画及び第2期計画では、国の定めた基本的な指針（①必要な訪問系サービスを保障、②希望する障害者に日中活動サービスを保障、③グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進、④福祉施設から一般就労への移行等を推進）により、新サービス体系への移行をふくめた平成23年度の必要なサービス見込量や提供基盤の整備を促す確保策を示しました。

そして第1期計画及び第2期計画に基づく取り組みの結果、既存の市立施設を中心としたサービス提供だけでなく、摂津市障害者総合相談支援センターの創設や訪問系サービスの利用の円滑化、日中一時支援事業やグループホーム等の新たな提供事業所の開設等、地域生活を支えるサービスに広がりが見られるようになりました。

一方、国においては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、「障害者自立支援法」の見直しまでの障害のある人の地域生活支援に関わる関係法律を整備するため、平成22年12月に「障害者自立支援法」等の一部改正が行われました。この中では、利用者負担の見直し、発達障害を「障害者自立支援法」の対象とすることの明確化、基幹相談支援センターの設置など相談支援体制の充実、放課後等デイサービスの創設など障害児支援の強化、同行援護の創設など地域での自立生活のための支援の充実等が図られ、「障害者自立支援法」が抱えていた問題点の一定の改善が図られました。

このような国の動向や本市の状況を十分に踏まえつつ、本市においては第2期計画が平成23年度で計画期間を満了することから、「第3期摂津市障害福祉計画（以下「第3期計画」）」として、平成24年度から平成26年度の「各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量とその確保の方策」「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」などを策定するものです。

2. 計画期間

本計画は平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間の計画期間とします。(第 1 期計画：平成 18 年度～20 年度、第 2 期計画：平成 21 年度～23 年度)

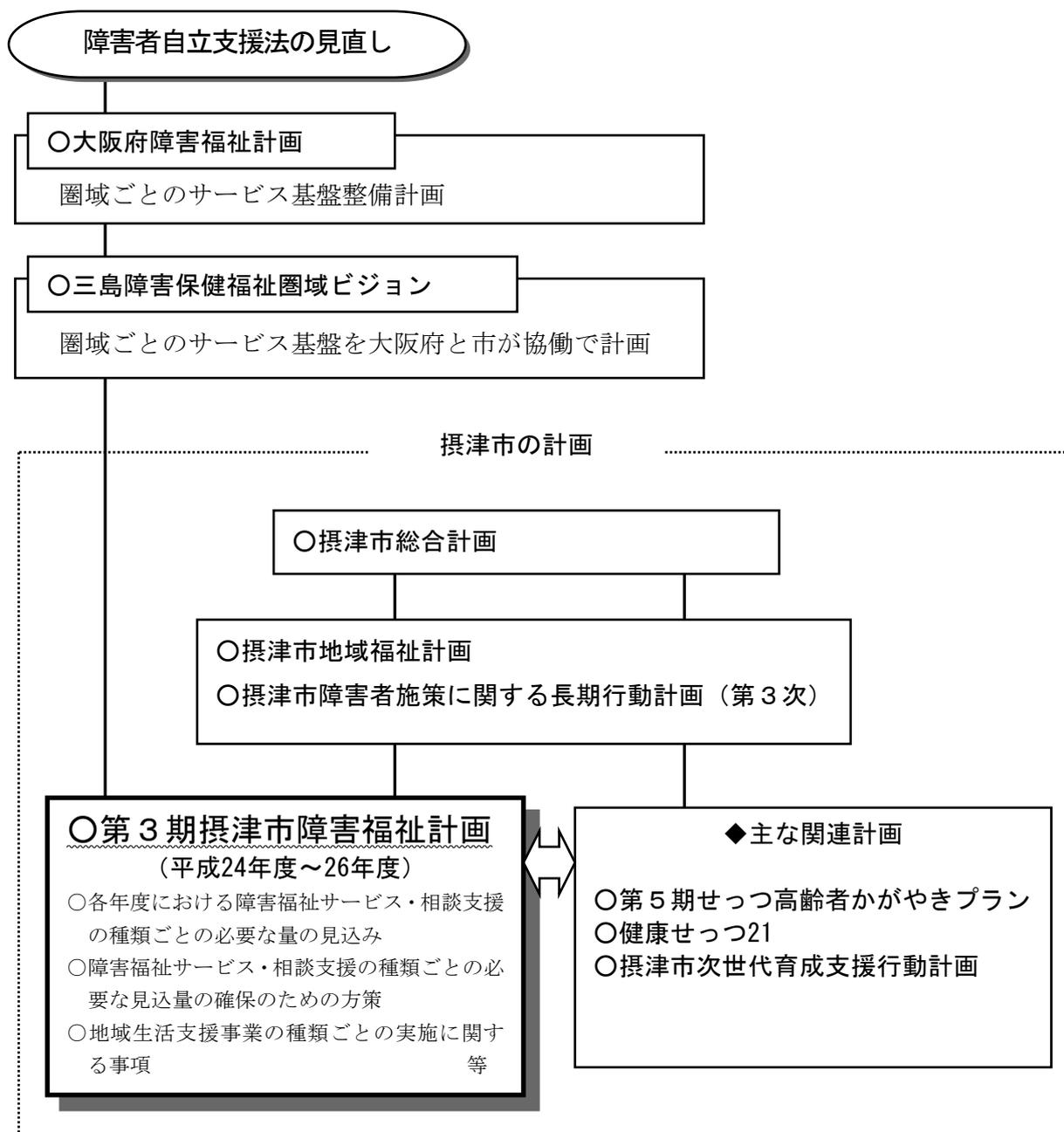
ただし、国においては「障害者自立支援法」の見直し等をめざしていることから、本計画は法改正の状況に応じて計画期間中に計画を見直すなど必要な措置を講じることとします。

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
					見直し				
摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第 3 次）									
～ 前期計画 ～						～ 後期計画 ～			
第 1 期計画			第 2 期計画			第 3 期摂津市障害福祉計画			

3. 計画の対象

本計画が対象とする「障害者」及び「障害のある人」とは、「障害者基本法」第 2 条で定められている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人とします。

4. 計画の位置づけと上位・関連計画



5. 法令による根拠、国の基本指針等

(1) 法令等による本計画の根拠

本計画は、「障害者自立支援法」第 88 条の規定^①に基づき、障害福祉サービス・相談支援、地域生活支援事業の確保の方策を検討し、策定するものです。なお、「市町村障害福祉計画」の策定に当たっては、同法において国の定める「基本指針」に則することも併せて規定されており、本計画もそれらに基づいて策定します。

(2) 障害者自立支援法の改正と今後の動向

- 平成 22 年 12 月「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」）の公布。「整備法」によって「障害者自立支援法」の一部を改正。
 - ① 利用者負担の見直し（平成 24 年 4 月 1 日施行予定）
 - ・利用者負担について、応能負担を原則
 - ・障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
 - ② 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し（公布日施行）
 - ・発達障害が「障害者自立支援法」の対象となることを明確化
 - ③ 相談支援の充実（平成 24 年 4 月 1 日施行予定）
 - ・相談支援体制の強化（市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
 - ・支給決定プロセスの見直し（サービス利用計画案を勘案）、サービス利用計画作成の対象者の大幅拡大
 - ④ 障害児支援の強化（平成 24 年 4 月 1 日施行予定）
 - ・「児童福祉法」を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村に移行）
 - ・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
 - ・在園期間の延長措置の見直し（18 歳以上の入所者については「障害者自立支援法」で対応するよう見直し。その際、入所している者が退所させられることのないようにする。）

^① 第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

第 88 条第 4 項

市町村障害福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

等

⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実（平成23年10月1日施行）

- ・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- ・重度の視覚障害者の移行を支援するサービスの創設（同行援護、個別給付化）
- ・その他（平成23年10月1日施行と公布日施行に分かれる）

「その有する能力及び適正に応じ」の削除、成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、児童デイサービスにかかる利用年齢の特例、事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等、難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討。

（3）国の第3期障害福祉計画の考え方

国はこれまでの基本指針の基本的理念・基本的考え方、市町村及び都道府県障害福祉計画に定める事項等については、考え方は変更しないが、必要な時点修正等を行うこととしています。

また、障害のある児童を対象とした施設・事業は「児童福祉法」に根拠規定が一本化する予定であることから、「児童福祉法」に基づく障害のある児童に係るサービスについては、法律上本計画においての策定義務はなく任意とされています。

基本的理念

市町村及び都道府県は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

- ①障害者等の自己決定と自己選択の尊重
- ②実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化
- ③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

基本的考え方

- ①全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- ②希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- ③グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- ④福祉施設から一般就労への移行等を推進

6. 策定の経緯

(1) 障害のある人、障害者福祉関係団体、事業者等の実態・ニーズの把握

障害のある人を対象に「摂津市障害者施策に関する長期行動計画見直しのためのアンケート調査」^②を実施し、障害福祉サービスの利用状況や利用意向について把握しました。また、当事者団体及び関連団体、事業者を対象として、各団体における活動の実態や課題、施策への意見、サービス提供事業所の今後の整備方針などをヒアリング調査で把握しました。

(2) 摂津市障害者施策推進協議会・摂津市障害者地域自立支援協議会による計画策定の検討

保健、医療、福祉、教育関係者や当事者団体などの各代表、学識経験者により構成された「摂津市障害者施策推進協議会」が計画策定委員会を兼任し、計画の方向性や具体的な取り組みの検討を行いました。また、相談支援体制やサービス提供体制の強化をめざす摂津市障害者地域自立支援協議会においても計画の検討を行いました。

(3) 庁内等での検討・協議

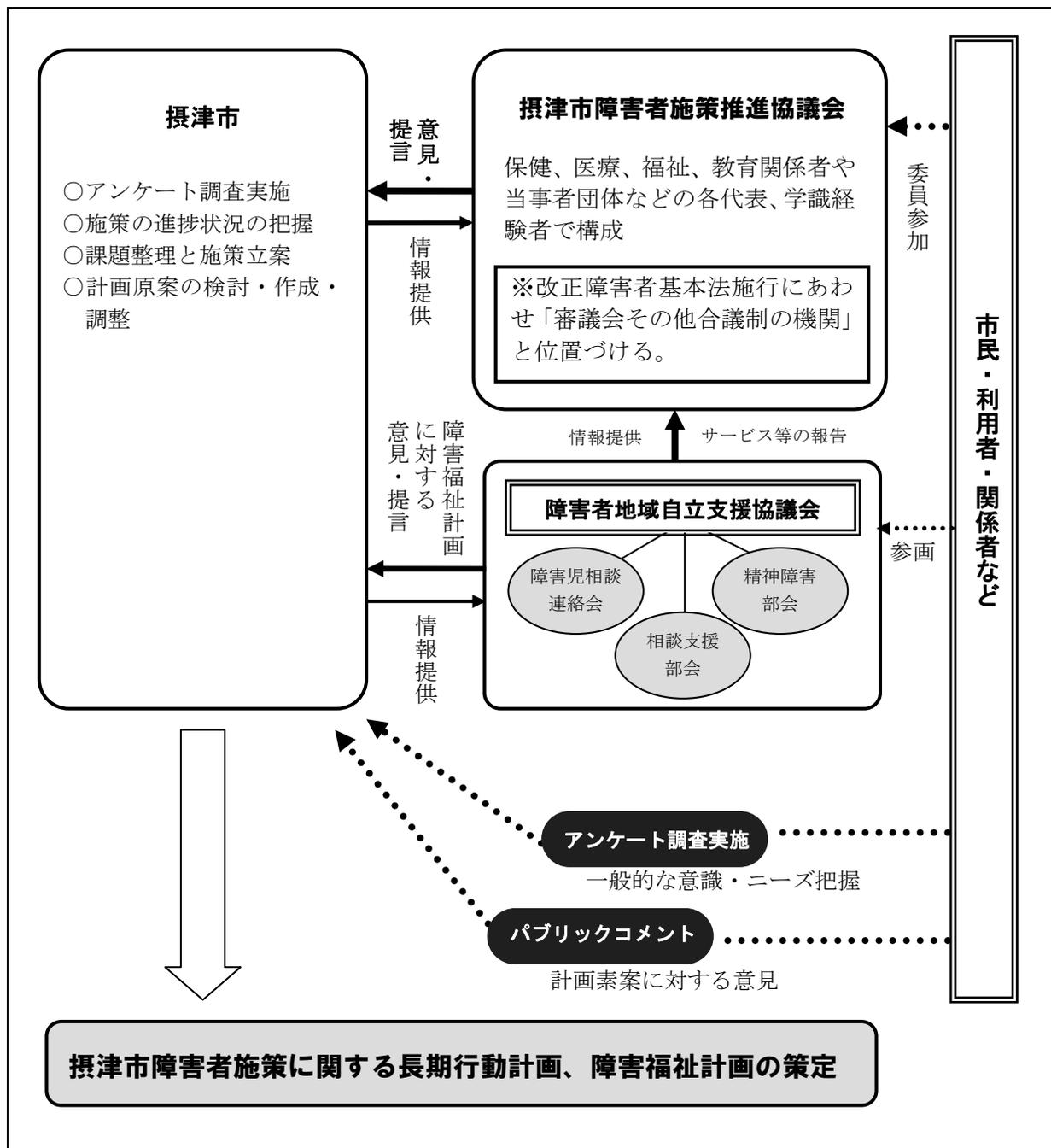
障害福祉サービス等の確保策について、障害福祉課や関係各課、サービス提供事業者などとの協議・調整に努めました。

(4) パブリックコメントの実施

市民のみなさまに、計画の内容を精査していただくため、計画案を本市のホームページや公民館などで公開し、パブリックコメントを実施しました。

^② 以降「障害者施策に関するアンケート調査」と表します。障害者施策に関するアンケート調査では18歳以上と18歳未満それぞれを対象とした2種類のアンケートを実施しています。

【計画の策定体制】



7. 目標値・サービス見込量に対する基本的な考え方

本市では国の基本指針や大阪府が示した「第3期市町村障がい福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」に基づき、これまでの実績を踏まえ、障害福祉サービス等の見込量を算出することとしました。

また、算出する際には、障害者施策に関するアンケート調査や障害者地域自立支援協議会などからの意見等から想定されるニーズ量と供給量も加味しています。また、見込量の算定に当たっては大阪府とも連携し数値の調整を行いました。

国や大阪府が示した障害福祉サービス見込量算出の基本的な考え方は次のとおりです。

- 入所施設利用者の地域生活への移行目標や福祉施設から一般就労への移行目標も参考に算出する。
- 障害福祉サービス等の見込量は原則として各サービス等の対象となる障害種別ごとに算出するとともに、あわせて実利用見込者数も明記する。
- 発達障害者、高次脳機能障害者については、精神障害者に含まれているものとして障害福祉サービス等の給付の対象となる。また、精神障害者保健福祉手帳を所持しておらず、自立支援医療を受給している在宅の精神障害者等のニーズや状況などについても精査し、サービス見込量に反映する。
- 障害者のニーズ等の地域の実情や事業者の参入意向、障害福祉サービス水準における市町村格差の是正等を踏まえて算出する。
- 障害者のニーズの把握に際しては、現在の福祉サービス利用者に加え、今後新たに見込まれる利用予定者や福祉サービス未利用者の実情など潜在的なニーズの把握にも努める。また、有期限の訓練系サービスの利用者については、訓練終了後に就労または新たなサービスに移行することとなるので、これまでの実績やニーズなどを踏まえ、訓練終了後のサービス量についても見込む。
- 18歳以上の障害児施設入所者については、児童福祉法の改正により、障害者施策（障害者自立支援法）で対応することとなるが、数値目標やサービスの見込量（施設入所支援、生活介護及び就労継続支援（B型）に限る。）を設定する際には、18歳以上の障害児施設入所者を除くこととする。
- 各サービスの月間の実利用見込者数に、1人当たり月平均利用量を乗じた数量をサービス見込量として積算することを基本とする。

～ 障害福祉サービスの量の見込方 ～

①現在の新体系
サービス利用者

+

【主な新規利用者】

- ②入所施設や精神科病院からの地域移行者
- ③支援学校からの新規卒業者
- ④在宅のサービス未利用者のうち、新たにサービス利用が見込まれる者

第2章 計画の進捗状況

1. 第2期計画の目標と実績の比較

● 福祉施設の入所者数の現状と第2期計画の目標

福祉施設の入所者数の現状と目標をみると、平成17年10月の入所者数に対する削減した人数の比率は平成22年10月には4.1%となっています。平成20年10月には4人まで削減数を伸ばしましたが、その後に新たに入所する人がみられたこと等から概ね1～4人の削減数で推移しています。

表 福祉施設の入所者数の現状と第2期計画の目標

(単位：人、%)

	平成 17年 10月	平成 18年 10月	平成 19年 10月	平成 20年 10月	平成 21年 10月	平成 22年 10月	平成23年度末の 目標 (第2期計画)
入所者数	73	72	70	69	71	70	66
平成17年10月以降の 削減数	—	1	3	4	2	3	7
平成17年10月の入所 者数に対する削減し た人数の比率	—	1.4%	4.1%	5.5%	2.7%	4.1%	9.6%

* 平成23年度末の施設入所者数の目標は、地域移行者や新たに施設に入所される方も加味して、平成17年10月に対して7人(9.6%)削減することとしていました。

● 地域生活への移行者数の現状と第2期計画の目標

施設入所から地域生活への移行者数の現状と目標をみると、平成18年度から平成22年度までに累計で5人が移行しています。

表 地域生活への移行者数の現状と第2期計画の目標

(単位：人)

		平成 18・19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成23年度末の目標 (第2期計画)
地域生活移行者数 (施設入所からグ ループホームやケア ホーム等へ移行した 数)	年間	4	0	0	1	平成18～23年度の間に17 人の移行を目標(内、平 成20～23年度では13人を 目標)
	平成18年からの 累積	4	0	0	5	

● 入院中の精神障害者の地域生活への移行の現状と第2期計画の目標

入院中の精神障害者の地域生活への移行者数の現状と目標をみると、平成20年度から平成22年6月までに8人、平成18年からの累計では12人が移行しています。平成22年6月末にはすでに平成23年度末の目標を達成したことになります。

表 入院中の精神障害者の地域生活への移行の現状と第2期計画の目標

	平成18年から平成22年6月までの実績（累積）	平成23年度末の目標（第2期計画）
退院可能精神障害者の内、地域移行者数	平成18年～平成22年6月末で累積12人	平成18～23年度の間12人の移行を目標（内、平成20～23年度では8人を目標）

* 退院可能精神障害者の目標とは、平成17年度の大阪府の精神科在院患者調査結果から府が算出したものです。平成24年度における社会的入院の解消をめざした目標として本市の該当者は14人とされています。この内、平成23年度末までに退院して地域移行をめざす人数すなわち12人を第2期計画の目標としていました。

● 福祉施設から一般就労への移行の現状と第2期計画の目標

平成22年度に福祉施設から一般就労に移行した人数は4人で平成17年度の2.0倍となっています。障害者雇用納付金制度の改正により、常時雇用している労働者数が200人を超え300人以下の中小企業事業主にも平成22年7月から納付金制度の適用が拡大されたこともあり、一般就労への移行が進んだと思われます。

表 福祉施設から一般就労への移行の現状と第2期計画の目標

（単位：人、倍）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度末の目標（第2期計画）
福祉施設を退所し、一般就労に移行した人数（年間）	2	2	1	0	2	4	9
平成17年度に対して何倍か	—	1倍	0.5倍	0倍	1倍	2倍	4.5倍

2. 障害福祉サービス等の実施状況

(1) 訪問系サービス・短期入所（ショートステイ）

● 訪問系サービスの見込量と実績

居宅介護者数、月平均利用時間ともに平成21年度から平成22年度にかけて伸びています。特に、身体障害のある人、知的障害のある人、障害のある児童では見込量を実績が大きく上回っています。市内では社会福祉協議会を中心に居宅介護が提供されており、また、近年は三島障害保健福祉圏域等にある事業所が本市の利用者にサービスを提供する場合も多く見られています。

行動援護の利用が伸び悩んでいる理由の一つとしてはサービス提供事業所またサービス提供者の規定が厳しくなかなか参入しにくいということが考えられます。

表 訪問系サービスの見込量と実績

(単位：上段・実利用者数、下段・月平均利用時間)

障害種別 サービス種別	単位	平成21年度			平成22年度			
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	
障害者 身体	居宅介護	人分	31	44	141.9%	35	57	162.9%
		時間分	1,096	1,338	122.1%	1,220	1,671	137.0%
	重度訪問 介護	人分	1	1	100.0%	1	1	100.0%
		時間分	493	491	99.6%	493	491	99.6%
障害者 知的	居宅介護	人分	15	22	146.7%	20	26	130.0%
		時間分	120	168	140.0%	160	199	124.4%
	行動援護	人分	2	1	50.0%	4	1	25.0%
		時間分	40	1	2.5%	80	1	1.3%
障害者 精神	居宅介護	人分	31	27	87.1%	37	32	86.5%
		時間分	248	247	99.6%	296	279	94.3%
	行動援護	人分	1	0	0.0%	2	0	0.0%
		時間分	20	0	0.0%	40	0	0.0%
障害児	居宅介護	人分	8	19	237.5%	10	21	210.0%
		時間分	176	308	175.0%	220	381	173.2%

資料：摂津市障害福祉課

● 短期入所（ショートステイ）の見込量と実績

短期入所の見込量と実績をみると、身体障害のある人と知的障害のある人では、実利用者数・月平均利用日数ともに実績が増加傾向となっています。市内では「市立みきの路」において5床、桜苑で2床を確保しています。「市立みきの路」の短期入所においては平成22年11月に女性が利用できる部屋を1室から2室に拡大しました。また、平成23年4月から児童の利用も可能になりました。

表 短期入所（ショートステイ）の見込量と実績

（単位：上段・実利用者数、下段・月平均利用日数（泊数））

障害種別	単位	平成21年度			平成22年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	5	3	60.0%	6	5	83.3%
	人日分	35	16	45.7%	42	30	71.4%
知的障害者	人分	8	9	112.5%	10	13	130.0%
	人日分	56	53	94.6%	70	83	118.6%
精神障害者	人分	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	人日分	5	0	0.0%	6	0	0.0%
障害児	人分	5	1	20.0%	6	1	16.7%
	人日分	15	3	20.0%	18	3	16.7%

資料：摂津市障害福祉課

（2）日中活動系サービス

● 日中活動系サービスの見込量と実績

生活介護では三障害ともに実績の伸びが見られ、知的障害のある人では見込量を大きく上回る進捗率となっています。これは、新体系サービスへの移行にともない、生活介護を選択して旧法から移行する事業所が多かったことが要因の一つと考えられます。

平成22年度の就労移行支援・就労継続支援では身体障害のある人の就労継続支援（A型）や知的障害のある人の就労移行支援、就労継続支援（B型）は実績が見込量を上回っていますが、精神障害のある人の利用や身体障害のある人の就労継続支援（B型）などは見込んでいた程には実績が見られません。

旧法施設支援をみると、身体障害や精神障害のある人の施設では平成21年度に実績なしを達成しました。平成22年度の時点では知的障害のある人が利用する旧法施設は残っていましたが、平成23年7月にはすべてのサービス提供事業所が新体系サービスへ移行しました。

児童デイサービスでは平成21年度から平成22年度にかけてサービス利用の実績が伸びています。

表 日中活動系サービスの見込量と実績

(単位：上段・実利用者数、下段・月平均利用日数)

障害種別	サービス種別	単位	平成21年度			平成22年度		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	生活介護	人分	21	16	76.2%	23	25	108.7%
		人日分	378	207	54.8%	414	344	83.1%
	自立訓練	人分	2	1	50.0%	2	1	50.0%
		人日分	44	21	47.7%	44	12	27.3%
	就労移行支援	人分	1	0	0.0%	2	1	50.0%
		人日分	15	0	0.0%	30	8	26.7%
	就労継続支援 (A型)	人分	1	1	100.0%	1	1	100.0%
		人日分	15	20	133.3%	15	20	133.3%
	就労継続支援 (B型)	人分	10	2	20.0%	10	2	20.0%
		人日分	180	39	21.7%	180	40	22.2%
旧法施設支援	人分	18	0	—	18	0	—	
	人日分	396	0	—	396	0	—	
知的障害者	生活介護	人分	48	57	118.8%	56	97	173.2%
		人日分	864	1,029	119.1%	1,008	1,776	176.2%
	自立訓練	人分	2	0	0.0%	2	0	0.0%
		人日分	34	0	0.0%	34	0	0.0%
	就労移行支援	人分	3	1	33.3%	4	6	150.0%
		人日分	45	14	31.1%	60	99	165.0%
	就労継続支援 (A型)	人分	1	0	0.0%	1	0	0.0%
		人日分	15	0	0.0%	15	0	0.0%
	就労継続支援 (B型)	人分	23	27	117.4%	29	34	117.2%
		人日分	414	495	119.6%	522	626	119.9%
旧法施設支援	人分	96	47	—	92	27	—	
	人日分	2,112	796	—	2,024	465	—	
精神障害者	生活介護	人分	39	33	84.6%	41	34	82.9%
		人日分	546	465	85.2%	574	466	81.2%
	自立訓練	人分	1	1	100.0%	1	1	100.0%
		人日分	17	7	41.2%	17	10	58.8%
	就労移行支援	人分	7	4	57.1%	11	3	27.3%
		人日分	105	55	52.4%	165	54	32.7%
	就労継続支援 (A型)	人分	1	0	0.0%	1	0	0.0%
		人日分	15	0	0.0%	15	0	0.0%
	就労継続支援 (B型)	人分	1	0	0.0%	2	0	0.0%
		人日分	15	0	0.0%	30	0	0.0%
旧法施設支援	人分	0	0	—	0	0	—	
	人日分	0	0	—	0	0	—	
療養介護	月間利用 実人員数 (人分)	1	2	200.0%	1	2	200.0%	
児童 デイサービス	人分	70	70	100.0%	75	76	101.3%	
	人日分	175	123	70.3%	188	138	73.4%	

資料：摂津市障害福祉課

● 市内の日中活動系サービスの提供事業所の現況

表 市内の日中活動系サービスの提供事業所の現況

	平成23年7月現在
生活介護	市立みきの路、市立ひびきはばたき園、摂津交流センターバクの家、バクさんのくつろぎ、あけぼの workshop、マインドプラザ・OWL、作業所あい、第2作業所あい、基準該当生活介護として「とりかい白鷺園」
療養介護	—
自立訓練（生活訓練）	—
就労移行支援	市立ひびきはばたき園
就労継続支援（A型）	—
就労継続支援（B型）	市立ひびきはばたき園、ハッピーワールド、バクのパン屋さん
地域活動支援センター	市立身体障害者福祉センター
児童デイサービス	市立障害児童センター
児童用の日中一時支援	市立障害児童センター、摂津市障害者総合支援センター
日中一時支援	市立みきの路、市立ひびきはばたき園、摂津市障害者総合支援センター

資料：摂津市障害福祉課

● 旧法の通所施設等の日中活動系サービスへの移行

表 旧法の通所施設等の日中活動系サービスへの移行

施設名	旧法では	平成23年7月現在	
		日中活動系サービス	利用可能な障害種別
ハッピーワールド	知的障害者通所授産施設（小規模）	就労継続支援（B型）	身体・知的・精神
バクのパン屋さん	—	就労継続支援（B型）	身体・知的
作業所あい、第2作業所あい	知的障害者通所授産施設（小規模）	生活介護	知的
摂津交流センターバクの家	身体障害者通所授産施設（小規模）	生活介護	身体・知的
—	作業所 風と夢 知的障害者通所授産施設（小規模）	生活介護（知的）	摂津交流センターバクの家と統合
—	ひまわり作業所 福祉作業所	平成23年6月29日付けで廃止（利用者はバクの家から「バクさんのくつろぎ」（新設）へ）	
あけぼの workshop	精神障害者通所授産施設（小規模）	生活介護	精神
マインドプラザ・OWL	福祉作業所（精神）	生活介護	精神
あしすと	福祉作業所（精神）	相談支援	精神
多機能型事業所 市立ひびきはばたき園	知的障害者通所授産施設、知的障害者通所更生施設	生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）	身体・知的・精神
市立みきの路	知的障害者入所更生施設	生活介護（施設入所支援の利用者への対応を含む）	知的
市立身体障害者福祉センター	身体障害者デイサービス	地域活動支援センター	身体

資料：摂津市障害福祉課

(3) 居住系サービス

● 居住系サービスの見込量と実績

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の実績をみると、身体障害のある人では1人の実績があり、また知的障害のある人と精神障害のある人では平成21年度から平成22年度にかけて各1人利用者が増えています。また、平成18年度には知的障害のある人では15人、精神障害のある人では10人の利用者であったことと比較してもここ数年は徐々にではありますが増加傾向となっています。

グループホーム、ケアホームの利用は市内では光摂ホームとあけぼの福祉会によるサービスが主となっており、各10人程度の利用者が見られます。他には近隣市のグループホーム、ケアホームを利用されている人もいます。

施設入所支援の見込量と実績をみると、新体系に移行したことにより平成21年度から平成22年度にかけて身体障害のある人と知的障害のある人の実績値が増加しています。

旧法施設入所は平成23年度には0になる見込みで、実績値は減少しています。

表 居住系サービスの見込量と実績

(単位：月間利用実人員数(人分))

障害種別	サービス種別	平成21年度			平成22年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)	0	1	—	0	1	—
	施設入所支援	4	4	100.0%	4	8	200.0%
	旧法施設入所	11	11	—	11	5	—
知的障害者	共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)	21	19	90.5%	24	20	83.3%
	施設入所支援	10	18	180.0%	10	37	370.0%
	旧法施設入所	45	38	—	46	18	—
精神障害者	共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)	15	12	80.0%	18	13	72.2%
	施設入所支援	0	0	—	0	0	—
	旧法施設入所	0	0	—	0	0	—

資料：摂津市障害福祉課

表 旧法入所施設の新体系への移行状況

	平成18年4月	平成23年4月現在
市立みきの路	知的障害者入所更生施設	生活介護 施設入所支援

資料：摂津市障害福祉課

(4) サービス利用計画作成

● サービス利用計画作成の見込量と実績

サービス利用計画作成の見込量と実績をみると、平成 21 年度以降、身体障害のある人と精神障害のある人の実績はありません。サービス利用計画の作成については、その対象者には家族の疾病や施設から地域に移行する場合など事由の制限があったために、全国的に利用が低迷しています。

表 サービス利用計画作成の見込量と実績

(単位：実利用者数)

障害種別	単位	平成21年度			平成22年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	5	0	0.0%	5	0	0.0%
知的障害者		14	3	21.4%	17	3	17.6%
精神障害者		14	0	0.0%	17	0	0.0%

資料：摂津市障害福祉課

(5) 地域生活支援事業

● 相談支援事業の見込量と実績

相談支援事業の実績値は第2期計画の見込みどおりとなっています。

平成22年11月に摂津市障害者総合支援センターを開設し、三障害に対応できる体制と就業の相談も含めた総合相談窓口を整備しました。

また障害者地域自立支援協議会には「はあねす」「あしすと」などの相談支援事業所等や「障害者就業・生活支援センター」を加えた部会として相談支援部会を設置し、行政も加わって相談支援体制の充実に努めています。

表 相談支援事業の見込量と実績

(単位：実施見込箇所数)

サービスの内容等	単位	平成21年度			平成22年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害者相談支援事業	箇所	3	3	100.0%	3	3	100.0%
障害者地域自立支援協議会		1	1	100.0%	1	1	100.0%
市町村相談支援機能強化事業		1	1	100.0%	1	1	100.0%
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）		0	0	—	0	0	—
成年後見制度利用支援事業		1	1	100.0%	1	1	100.0%

* 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は平成23年度に1箇所の見込みをたてています。

資料：摂津市障害福祉課

表 市内の指定相談支援事業所の現況

事業所名	対象者
摂津市障害者総合相談支援センター	障害のある児童、身体・知的・精神障害のある人及びその家族
摂津障害者生活支援センター はあねす	主に身体障害のある人及びその家族
あしすと	主に精神障害のある人及びその家族

* 平成23年4月

資料：摂津市障害福祉課

● コミュニケーション支援事業の実績

コミュニケーション支援事業の実績をみると、手話通訳の人数は平成 21 年度の 5 人から平成 22 年度には 7 人に増加しています。

表 コミュニケーション支援事業の実績

サービスの 内容等	単位	平成21年度			平成22年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
手話通訳派遣 事業	年間実利用 見込者数 (人)	23	5	21.7%	25	7	28.0%
要約筆記派遣 事業		0	0	—	0	0	—
手話通訳者設 置事業	実設置見込 者数 (人)	1	1	100.0%	1	1	100.0%

資料：摂津市障害福祉課

● 日常生活用具給付等事業の見込量と実績

日常生活用具給付等事業をみると、介護訓練支援用具と在宅療養等支援用具を除いた他の項目は平成 21 年度から平成 22 年度にかけての実績値が増加しています。

表 日常生活用具給付等事業の見込量と実績

サービスの内容等	単位	平成21年度			平成22年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
介護訓練支援用具	件	15	8	53.3%	15	3	20.0%
自立生活支援用具		34	18	52.9%	34	20	58.8%
在宅療養等支援用具		19	20	105.3%	19	12	63.2%
情報・意思疎通支援 用具		29	18	62.1%	29	23	79.3%
排泄管理支援用具		1,980	1,177	59.4%	2,040	1,550	76.0%
住宅改修費		6	3	50.0%	6	4	66.7%

資料：摂津市障害福祉課

● 移動支援事業の見込量と実績

移動支援事業の見込量と実績をみると、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて、身体障害のある人と知的障害のある人では利用時間の実績値が増加し、障害のある児童では利用人数・利用時間が増加しています。他と比べて実績の伸び、進捗率が高いのは障害のある児童となっています。

実施方法は個別支援型となっています。

表 移動支援事業の見込量と実績

障害種別	単位	平成21年度			平成22年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人分	45	53	117.8%	55	53	96.4%
	時間分	450	451	100.2%	550	527	95.8%
知的障害者	人分	45	44	97.8%	55	43	78.2%
	時間分	405	301	74.3%	495	345	69.7%
精神障害者	人分	5	1	20.0%	7	1	14.3%
	時間分	50	2	4.0%	70	2	2.9%
障害児	人分	35	37	105.7%	38	44	115.8%
	時間分	700	709	101.3%	760	941	123.8%

資料：摂津市障害福祉課

● 地域活動支援センターの見込量と実績

地域活動支援センターの実績をみると、平成22年度の利用人数は19人で見込んでいた15人よりは多くなっています

表 地域活動支援センターの見込量と実績

サービスの 内容等	単位	平成21年度			平成22年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
基礎的事業	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人分	15	18	120.0%	15	19	126.7%
機能強化事業	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%
		I型	0	0	—	0	0
	II型	1	1	100.0%	1	1	100.0%

資料：摂津市障害福祉課

● 日中一時支援事業の見込量と実績

日中一時支援事業をみると、利用している人数は見込みよりも多く30人強で推移しています。一方利用回数は見込みよりも少なく平成22年度では354回となっています。

平成22年11月に開設した摂津市障害者総合支援センターにおいて、新たに日中一時支援を実施したこと等から、見込み以上の利用者数の増加となっています。

表 日中一時支援事業の見込量と実績

サービスの 内容等	単位	平成21年度			平成22年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
日中一時支援 事業	人分	16	31	193.8%	18	34	188.9%
	回	620	431	69.5%	698	354	50.7%

資料：摂津市障害福祉課

● 訪問入浴サービス事業の見込量と実績

訪問入浴サービス事業をみると、平成21年度から平成22年度にかけて利用人数・利用回数ともに実績値が増加しています。

表 訪問入浴サービス事業の見込量と実績

サービスの 内容等	単位	平成21年度			平成22年度		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
訪問入浴 サービス事業	人分	4	5	125.0%	5	8	160.0%
	回	320	318	99.4%	400	397	99.3%

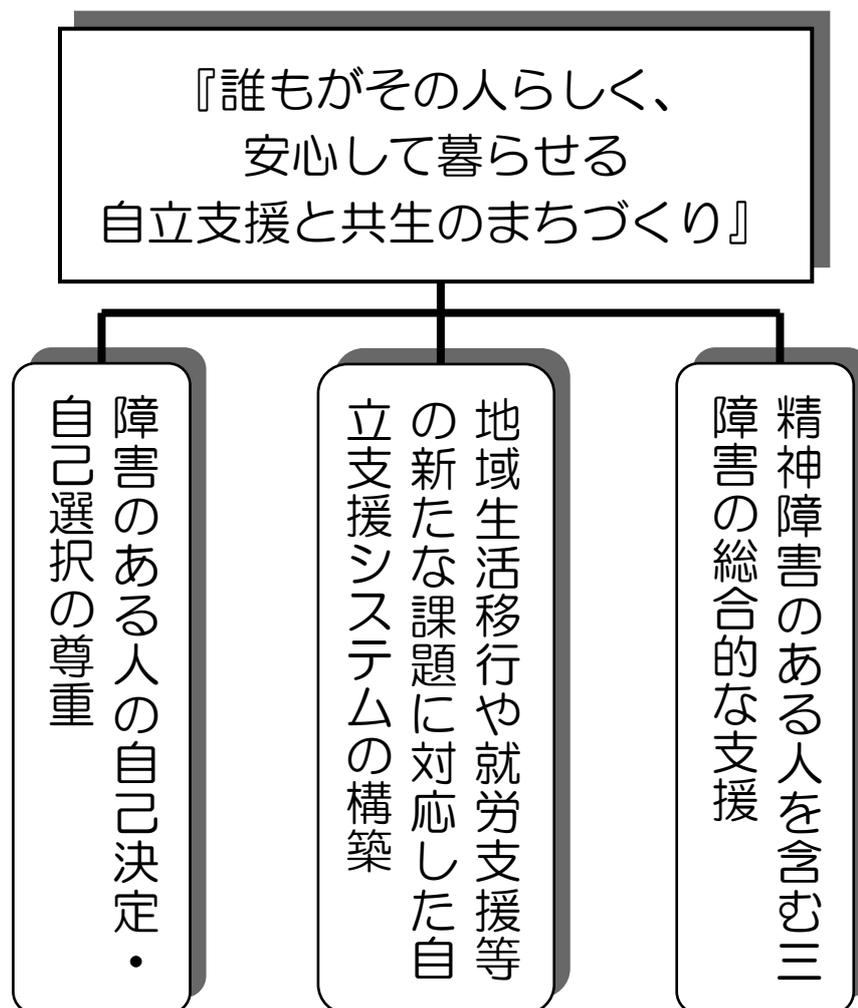
資料：摂津市障害福祉課

第3章 基本理念と基本的考え方

1. 基本理念

本市では、本計画の上位計画である「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」の中で「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を理念として掲げ、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己選択と自己決定の下に、自立と社会への参加・参画を実現し、その人らしい生活を送れるように支援する共生のまちづくりを進めてきました。

本計画では、基本理念を定めるに当たり、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」の実施計画として理念を引き継ぐべきものと考えています。加えて、本計画は、「障害者自立支援法」の見直しを想定した制度改革と本市の障害福祉サービス等の課題に対応すべきものであり、第2期計画で定めた次のような項目を本計画の基本理念として引き続き設定します。



○ 障害のある人の自己決定・自己選択の尊重

障害の程度や支援の必要性の有無にかかわらず、また、どのような暮らしの場にあっても、生きがいと誇りを持って、自らの意思と責任で自分らしい生き方を追求し、自己実現を図ることが最大限尊重されるべきです。

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の下、障害のある人が自らその居住する場所やサービスを選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくために、第3期計画である本計画でも障害福祉サービス等の提供基盤の整備を推進します。

特に、「障害者自立支援法」によるサービスが障害のある人の真の自立につながりにくい、制度上の問題を抱えてきたことから、今後は国の制度設計の動向にも注視しながら、サービス体系制度の谷間のない支援の提供や、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等をめざす施策づくりを検討することとします。

○ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応した自立支援システムの構築

従来からの通所施設によるサービス提供に加えて、訪問系サービスや共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）のサービス提供量が増加するなど、地域生活の支援には提供基盤の拡がりが見られるようになりました。その一方で、地域で当たり前暮らし続けるためには相談支援やサービスとサービスのつなぎ・連携などがより一層重要となっており、障害者地域自立支援協議会を始めとして連携のあり方を検討することが課題となっています。

また、本市の大きな地域資源である通所施設において、その在り方は多様であり、工賃のみでの評価は難しいものの、障害のある人が自立した生活を営むためには工賃水準の向上が不可欠となっています。

就労支援については、企業側の受け皿の問題や福祉的就労から一般就労へつながりにくいなどの状況があり、工賃水準の向上も含め、就労支援の抜本的な仕組みや関係機関の連携強化が必要となっています。

第3期計画では、地域生活への移行や就労支援等の課題に対して、具体的な対策を検討し、総合的な自立支援システムの構築をめざしていきます。

○ 精神障害のある人を含む三障害の総合的な支援

障害福祉サービスの制度は障害の種別や年齢により複雑に組み合わさっていました。また、精神障害のある人へのサービスは支援費制度にすら含まれず、身体障害のある人・知的障害のある人・障害のある児童と補助額やサービスの内容に格差が生まれていました。

平成18年度に身体障害、知的障害、精神障害の三障害で分かれていた制度の一元化が図られ、障害のある人全体で共通のサービスが受けられるように、障害の種別を超えた総合的な支援が可能となりました。これを受けて、第1期計画・第2期計画の期間中に精神障害のある人のサービス利用が徐々に伸びてきました。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害のある人への対応も第3期計画では改めて加わることとなります。

さらに、障害のある児童の福祉サービスについては「児童福祉法」を基本として市町村が所管となるサービス体系に変更されます。本市では障害福祉計画の中で障害のある児童の障害福祉サービスを計画し推進してきた経緯も踏まえて、第3期計画においても施策を展開するとともに、本計画の上位計画である「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」において障害児支援を総合的に計画することとします。

2. 基本的な考え方

障害福祉サービスの基盤整備に当たって、第2期計画と同様に、下記の4点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行うこととします。また、国はこれまでに示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を引き続き本計画の指針とすることを示しています。

第2期計画から引き継ぐ基本的な考え方

① 必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを保障できるように検討します。

② 希望する障害者に日中活動サービスを保障

障害のある人の希望に応じて適切な日中活動サービスを保障できるように検討します。

③ グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大をめざします。

3. 目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

表 目標値（福祉施設の入所者の地域生活への移行）

項目		数値	考え方
現入所者数（A）		73人	平成17年10月1日時点の入所者数
目標年度入所者数（B）		64人	平成26年度末時点の利用人員見込み
【数値目標】	削減見込み （A－B）	9人 12.3%	差引減少見込み
	地域生活移行者数	16人	施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行した人数 平成18年度から平成26年度

【国が示した考え方】

- ・平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・児童福祉法の改正により、18歳以上の障害児施設入所者を除いて設定する。

表 第3期計画における地域移行者の目標数の設定

（単位：人）

平成17年10月の施設入所者	第1・2期計画の状況			第3期計画期間での地域移行者目標数
	第1期計画における平成23年度までの地域移行目標数	第2期計画の期間における平成23年度までの地域移行目標数	平成22年度までの地域移行者数（実績）	
73	16	13	6	10

【国が示した考え方】

- ・地域移行者数について、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- ・児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。

【大阪府の考え方】

- ・平成26年度末までに平成17年10月1日時点の施設入所者数の4割以上が地域移行することを目標として設定する。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

表 目標値（福祉施設から一般就労への移行）

項目	数値	考え方
平成 17 年度の年間一般就労移行者数	2 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者
【数値目標】 目標年度の年間一般就労移行者数	12 人 6 倍	平成 26 年度において施設を退所し、一般就労する者

表 第3期計画における一般就労移行者数の目標数の設定

(単位：人)

第1・2期計画の状況		第3期計画における 平成26年度の一般 就労者目標数
平成19年度の一般 就労者数（実績）	平成22年度の一般 就労者数（実績）	
1	4	12

【国が示した考え方】

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。
- ・目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【大阪府の考え方】

- ・目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の5.4倍以上の者が平成26年度中に一般就労に移行することを目標として設定。

(3) 就労移行支援事業の利用者数及び就労継続支援（A型）利用者数

表 目標値（就労移行支援事業の利用者数）

項目	数値	考え方
目標年度福祉施設利用者数	340人	平成26年度末時点の利用人員見込み
【数値目標】 就労移行支援事業利用者数	32人 9.4%	平成26年度末の利用者

表 目標値（就労継続支援（A型）利用者数）

項目	数値	考え方
目標年度就労継続支援（A型）事業利用者数（A）	3人	平成26年度末時点の利用人員見込み
目標年度就労継続支援（B型）事業利用者数	74人	平成26年度末時点の利用人員見込み
目標年度就労継続支援（A型+B型）事業利用者数（B）	77人	平成26年度末時点の利用人員見込み
【数値目標】 目標年度就労継続支援（A型）事業利用者の割合（A）／（B）	4.0%	平成26年度末の利用者の割合

【国が示した考え方】

- ・「就労移行支援事業の利用者数」については平成26年度末の福祉施設利用者数の2割以上とすること、「就労継続支援（A型）事業の利用者数」については平成26年度末の就労継続支援事業利用者数の3割以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

(4) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

表 目標値（就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額）

項目	数値	考え方
平成22年度の工賃の平均額	10,180円	平成22年度の市内事業所の工賃の平均額実績
【数値目標】 目標年度の工賃の平均額	13,180円	平成26年度の市内事業所の工賃の平均額

【大阪府の考え方】

- ・平成26年度までに、平成22年度の府内平均額実績の約30%増を目標とする。

第4章 施策の方向性

目標1 必要な訪問系サービス・短期入所（ショートステイ）の推進

（1）現状と課題

● 訪問系サービス

本市では、かつては訪問系サービスの利用が少なくまた供給体制としても対象が限定的であった時期がありましたが、支援費制度施行以後、また、「障害者自立支援法」施行以後この数年の間は継続して居宅介護の実利用者数・月平均利用時間が増加するなど、この10年あまりの間に訪問系サービスの利用者数と利用量が拡大を続けてきました。サービス提供を支える基盤としては市内では社会福祉協議会を中心に、また、近年は三島障害保健福祉圏域内の事業所や新たに市内に設立されたサービス提供事業所によるサービス提供等も加わってサービス供給量の拡大が見受けられるようになりました。

さらにサービスの質の確保を図るために、本市では精神障害のある人への供給体制を社会福祉協議会で展開したり、重度の障害のある人に対しては個別の対応を検討したりしています。また平成23年10月1日からは重度視覚障害者（児）に対する「移動支援」が介護給付費である「同行援護」として個別給付化されることとなりました。このように量の拡大だけでなく社会福祉協議会を中心とした質を充実するための取り組みも推進してきました。

障害者関連団体ヒアリング調査の結果をみると、身体障害の種別、知的障害、精神障害、発達障害、障害のある児童へのきめ細やかな対応や、全国的に問題となっている医療的ケアの必要性などの意見があがっています。

本市では量と質の拡充に取り組んできたこれまでの経緯を生かしながら、今後も、利用者の心身の状況、介護者などの家庭の環境及びサービスの内容に係る希望等、個々のニーズの多様性に応じたサービスの提供に努める必要があります。

● 短期入所（ショートステイ）

短期入所（ショートステイ）では平成21年度から平成22年度にかけて身体障害のある人と知的障害のある人の利用が増加しています。本市では市内のサービス提供体制が充実するように、「市立みきの路」において平成22年11月に女性が利用できる部屋を1室から2室に拡大しました。また、平成23年4月からは障害のある児童の利用も可能としました。このように、利用者のニーズに即して利用方法や対象者の変更を図り、ニーズに応えられる基盤整備に努めてきたところです。

今後は、利用者や家族のニーズに応じて柔軟な運用を図っていくことや、精神障害のある人や医療的ケアの必要な人に対するサービスの確保が引き続き課題となっています。

(2) 見込量

表 訪問系サービスの見込量

(単位：上段・月平均利用時間、下段・実利用者数)

障害種別		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス種別					
身体障害者	居宅介護	(時間分)	1,802	1,904	2,006
		(人分)	53	56	59
	重度訪問介護	(時間分)	967	967	967
		(人分)	2	2	2
	同行援護	(時間分)	160	170	180
		(人分)	16	17	18
	重度障害者等包括支援	(時間分)	0	0	0
		(人分)	0	0	0
知的障害者	居宅介護	(時間分)	260	280	300
		(人分)	26	28	30
	行動援護	(時間分)	10	30	40
		(人分)	2	3	4
	重度障害者等包括支援	(時間分)	0	0	0
		(人分)	0	0	0
精神障害者	居宅介護	(時間分)	360	378	405
		(人分)	40	42	45
	行動援護	(時間分)	10	10	10
		(人分)	1	1	1
	重度障害者等包括支援	(時間分)	0	0	0
		(人分)	0	0	0
障害児	居宅介護	(時間分)	702	884	1,040
		(人分)	27	34	40
	行動援護	(時間分)	0	0	0
		(人分)	0	0	0
	重度障害者等包括支援	(時間分)	0	0	0
		(人分)	0	0	0

表 短期入所（ショートステイ）の見込量

(単位：上段・月平均利用日数（泊数）、下段・実利用者数)

障害種別	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障害者	(人日分)	96	104	120
	(人分)	12	13	15
知的障害者	(人日分)	102	126	140
	(人分)	16	18	20
精神障害者	(人日分)	5	6	7
	(人分)	1	1	2
障害児	(人日分)	24	30	36
	(人分)	8	10	12

(3) 見込量確保のための方策

① 訪問系サービスの提供基盤の整備

- 増加すると予想される訪問系サービスのニーズに対して、精神障害のある人へのサービスも含め、既存のサービス提供事業所での対応に期待するとともに、三島障害保健福祉圏域での広域連携や介護保険制度の事業所等への働きかけによって、提供基盤の確保に努めます。
- 精神障害のある人に対しては見守り支援を含めたサービスが提供できるように留意します。

② 重度の障害のある人への対応

- 重度の障害のある人に対応するため、三島障害保健福祉圏域での対応も視野に入れて、サービス提供事業所の確保に努めます。
- 重度の障害のある人に対して単独でサービスを実施できる事業所は確保しにくいことから、指定特定・一般相談支援事業所を中心に複数のサービス提供事業所がチームを組んで重度障害者等包括支援に取り組めるように、関係機関やサービス提供事業所と協議を進めます。
- 緊急あるいは突発的なニーズにも的確に対応できるように、事業者によって必要なサービス提供者の確保・調整を行える仕組みとするなど、重度の障害のある人への適切なサービスの確保を図ります。

事業名	事業内容
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。平成 23 年 11 月現在でサービス提供可能な事業所が市内にないことから、障害保健福祉圏域でサービスの提供を受けています。今後も継続して居宅介護のサービス提供事業所に事業実施を働きかけるとともに、三島障害保健福祉圏域での対応を継続します。
同行援護	重度視覚障害者（児）の移動支援として、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行うものです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする障害のある人に、居宅での入浴、排せつまたは食事の介護、その他の厚生労働省令で定めるサービス及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。平成 23 年 11 月現在でサービス提供可能な事業所が市内にないことから、障害保健福祉圏域でサービスの提供を受けています。今後も継続して居宅介護のサービス提供事業所に事業実施を働きかけるとともに、三島障害保健福祉圏域での対応を継続します。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする障害のある人等で、その介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護、その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に行います。一定の要件を満たす者が自立支援計画に基づき、複数のサービスを適切に確保する仕組みを構築し、緊急のニーズに際して、その都度、支給決定を経ることなく臨機応変に対応できるようにします。平成 23 年 11 月現在で指定を受けているサービス提供事業所がなく、単独で事業を実施できるサービス提供事業所が市内にないことから指定特定・一般相談支援事業所を中心に複数のサービス提供事業所がチームを組んで取り組めるように、関係機関やサービス提供事業所と協議を進めます。三島障害保健福祉圏域での対応も視野に入れた体制を継続します。

③ 訪問系サービスの質の確保

- 身体障害の種別や知的障害や精神障害、発達障害のある人、障害のある児童、重度障害のある人などの特性にあわせたケアなど、社会福祉協議会にて質の確保に取り組んでいる実態を生かしながら、その他の民間のサービス提供事業所における介護技術の向上をめざして、専門的技術や接し方の習得のための情報提供を行います。
- ホームヘルパーの質の確保については、本市において平成 21 年度よりガイドヘルパー養成研修を実施しており、引き続きヘルパーの質の確保の支援策として取り組んでいきます。
- 医療的ケアに対応できる人材の育成を図るために、一定の研修を受けた介護職員等がたんの吸引等を行えること等について各種情報を事業所に提供します。
- また、在宅生活を支えるため、サービス基盤の充実と医療・福祉の連携体制の構築を大阪府と協力して進めます。

④ 短期入所（ショートステイ）の確保

- 短期入所（ショートステイ）の実施に当たっては、利用者や家族のニーズに応じて、柔軟な運用を図るように事業者働きかけていきます。
- 医療的ケアが必要な人の在宅生活を支えるため、サービス基盤の充実と医療・福祉の連携体制の構築を大阪府と協力して進めます。
- 現状では精神障害のある人が利用できる短期入所（ショートステイ）は市内では実施されておらず、サービス提供事業者等への働きかけや三島障害保健福祉圏域での対応等を視野に入れて床数の確保に向けて取り組みます。

事業名	事業内容
短期入所 (ショートステイ)	介護給付として、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

目標2 日中活動系サービスの確保

(1) 現状と課題

● 新体系サービスへの移行が完了

平成 23 年 7 月をもって既存通所施設の新体系サービスへの移行は完了しました。旧小規模授産施設・旧福祉作業所は生活介護・就労継続支援（B 型）への移行が中心であり、その他の市立の施設は就労移行支援、就労継続支援（B 型）、地域活動支援センター、児童デイサービス、日中一時支援へと移行しました。

日中活動系サービスの実績をみると、身体障害のある人と精神障害のある人では生活介護の利用が多く、また知的障害のある人では生活介護や就労継続支援（B 型）の利用が多くなっています。このように生活介護や就労継続支援（B 型）の利用が顕著になった理由としては、平成 23 年度までを期限として新体系サービスへの移行を推し進めた中で、元々報酬単価が高い生活介護や、就労系では恒常的な利用者数を確保しやすい就労継続支援（B 型）が移行先として選択されやすかったことが要因と考えられます。

本市では市として日中活動の場の確保に重点的に取り組んできた実績を生かして、サービスの内容に偏りが出ないように就労移行支援、就労継続支援（B 型）、地域活動支援センター、児童デイサービス、日中一時支援については市立の施設でサービスが展開されるように促してきました。

このように新体系サービスへの移行の中で、施設の再編・拡大が行われ、サービス基盤は一定整備できたと考えています。

● 市民が求める多様な支援

本市では多様な日中活動の場が確保されるように既存の通所施設を活用して基盤の整備に取り組んできました。個別のニーズに対しては通所施設とのマッチングを市や相談支援事業所においても実施するなど障害のある人が地域で暮らし続けられるように支援を進めてきました。

しかしながら障害者関連団体ヒアリング調査や障害者施策に関するアンケート調査の結果をみると、精神障害や重度障害のある人、医療的ケアを必要とする人が利用できる通所施設の少なさ等の課題や、多様な種類の事業所の確保、地域活動との連携、日常生活の中で障害のある人が楽しめるような場所、機会づくりなどについて意見があがっており、日中活動の場の充実について引き続き検討していく必要性が認められます。

● サービス提供事業者の経営基盤の強化が必要

障害のある人がいきいきと地域で生活するためには多様な社会資源が必要となります。新体系サービスの目的として本来はより柔軟に自立を支援するサービスが展開されるはずではあ

りますが、実際には日割化に伴う不安定な収入の中でサービス提供事業者が事業経営に苦慮している状況が認められます。また本市の通所施設は家族や本人、職員の思いで開設されたものや市立で運営してきたものが多くあり、経営基盤のぜい弱なところや経営のノウハウが不足している事業所も見受けられます。

サービス提供事業所の経営の安定は障害のある人の社会資源の確保にもつながることから、今後はサービス提供事業者の経営基盤の強化を推し進めることが必要となっています。

● 障害のある児童の長期休暇の支援（日中一時支援等）

課題であった障害のある児童の長期休暇の支援（日中一時支援等）について、中学生以上の児童に対する「市立みきの路」での対応に加え、平成22年11月に開設した摂津市障害者総合支援センターにおいて、新たに日中一時支援を実施しています。

今後もニーズは高いと考えられるため、引き続き対応策を検討する必要があります。

（2）見込量

表 日中活動系サービスの見込量

障害種別		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サービス種別					
身体障害者	生活介護	月平均利用日数（人日分）	574	602	631
		実利用者数（人分）	40	42	44
	自立訓練	月平均利用日数（人日分）	66	88	110
		実利用者数（人分）	3	4	5
	就労移行	月平均利用日数（人日分）	30	30	45
		実利用者数（人分）	2	2	3
	就労継続支援（A型）	月平均利用日数（人日分）	20	20	20
		実利用者数（人分）	1	1	1
	就労継続支援（B型）	月平均利用日数（人日分）	180	180	180
		実利用者数（人分）	10	10	10

障害種別		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
サービス種別						
知的障害者	生活介護	月平均利用日数(人日分)	2,379	2,416	2,471	
		実利用者数(人分)	130	132	135	
	自立訓練	月平均利用日数(人日分)	40	60	80	
		実利用者数(人分)	2	3	4	
	就労移行	月平均利用日数(人日分)	270	288	306	
		実利用者数(人分)	15	16	17	
	就労継続支援 (A型)	月平均利用日数(人日分)	15	15	15	
		実利用者数(人分)	1	1	1	
	就労継続支援 (B型)	月平均利用日数(人日分)	864	900	936	
		実利用者数(人分)	48	50	52	
	精神障害者	生活介護	月平均利用日数(人日分)	532	546	560
			実利用者数(人分)	38	39	40
自立訓練		月平均利用日数(人日分)	48	48	72	
		実利用者数(人分)	2	2	3	
就労移行		月平均利用日数(人日分)	136	170	204	
		実利用者数(人分)	8	10	12	
就労継続支援 (A型)		月平均利用日数(人日分)	15	15	15	
		実利用者数(人分)	1	1	1	
就労継続支援 (B型)		月平均利用日数(人日分)	30	150	180	
		実利用者数(人分)	2	10	12	
療養介護		月間利用実人員数 (人分)	2	3	6	

(3) 見込量確保のための方策

- 日中活動の場の確保・充実のため、市独自で重度通所者の加算制度や事業所の開設補助、法人の合併等にかかる支援を行います。
- 既存の通所施設では新体系への移行を完了しており、今後は、国等が示す新たな支援策の周知や、定員拡充と新規参入によるサービス拡大の推進によって、必要なサービスがバランスよく配分されるよう調整に努めます。
- また、今後、就労支援の取り組みが進む中で、就労したものの、諸事情により職場定着を図ることができなかった場合や支援学校卒業生の増加に伴う受け皿として、これまで以上に通所施設が果たす役割も大きくなると想定されます。制度上の問題については、国における制度改正等の動向を注視しながら必要な施策を検討します。

事業名	事業内容
生活介護	<p>「市立みきの路」「市立ひびきはばたき園」などでは常に介護を必要とする人に対して、昼間に、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する生活介護を実施しています。「とりかい白鷺園」においても、基準該当生活介護を実施しています。</p> <p>生活介護を利用しながら居宅で暮らす人が増えています。サービスには送迎への対応や入浴施設の確保等も含むことから新規の施設整備は進みにくい状況にありますが、事業者の施設の動向を把握しつつ、利用者ニーズに対応できる施設の確保を促進します。</p>
療養介護	<p>医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。今後、大阪府に対して医療的ケアを可能とする通所施設及び療養介護の実施を求めるものとします。府内における事業所の新設について、情報を早期に把握し、個別のニーズにすぐに対応できる状況を維持していきます。</p>
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	<p>自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。三島障害保健福祉圏域において、サービス提供事業所の確保に努めます。</p>

就労移行支援	<p>一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。三島障害保健福祉圏域において、サービス提供事業所の確保に努めます。</p>
就労継続支援 (A型・B型)	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>相談支援事業所や障害者就業・生活支援センター、支援学校との協働により、一般企業との連携を強化し、A型事業所の拡大に向け働きかけます。</p> <p>就労継続支援(B型)については、精神障害のある人を対象とした事業所の整備を(福)あけぼの福祉会が検討しており、協力しながら進めます。また、事業所それぞれの特色にあわせて多様な知識や技能を習得できる支援が実施されるように、サービス提供事業所に働きかけます。</p>
地域活動支援センター	<p>創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設です。</p>
日中一時支援	<p>「市立みきの路」と摂津市障害者総合支援センターの「ぱたぱた」において、知的障害のある人と障害のある児童(「市立みきの路」は中学生以上)を対象に日中一時支援を実施しています。</p> <p>児童の長期休暇の支援については、放課後等デイサービスへのサービス提供事業者の参入状況を見ながら、サービス基盤の確保に努めます。</p>

目標3 地域生活への移行を支える居住施策の推進

(1) 現状と課題

● 福祉施設の入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成17年度から社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団が大阪府の「障害者地域移行支援センター事業」を実施し、三島地域では箕面市にある大阪府立明光ワークスがバックアップ施設となり、茨木市、本市、島本町を対象エリアとする障害者地域移行支援センター三島「あいあい・みしま」を茨木市に開設し、事業を進めてきました。本市では地域移行支援センター事業を活用した地域移行が平成18年度から平成22年度にかけて5人となっています。しかし、それとは別に新たに入所する人が見られたこともあり、入所者の減少数は平成17年10月から平成22年10月にかけて3人程度にとどまっています。本計画では地域移行を推し進めてきたこれまでの施策を生かしながら、新たな目標達成に向けてさらに対策を検討する必要があります。

また、「退院可能精神障害者」の地域生活への移行については、大阪府精神障がい者退院促進支援事業に本市も主体的に関わってきました。また、国事業である精神障害者地域移行支援特別対策事業において、(福)あけぼの福祉会がケアマネジメント従事者の委託を受け、精神障害のある人の地域移行を支援してきました。

● 少しずつ広がった地域生活の基盤

本市には市独自の開設補助の制度等があり、市内の法人である光摂会やあけぼの福祉会などが府営住宅や民間賃貸住宅を利用した共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）のホーム等を開設したことにより、平成18年度以降、利用実績が徐々に伸びてきました。市内以外では近隣市のグループホーム・ケアホームを利用されている人もいます。このように、少しずつではありますが施設以外の基盤を利用して地域の中で自立した生活を営む人が増えてきています。

● 今後の居住系サービスの整備の問題

障害者施策に関するアンケート調査の結果をみると、親元から離れたり、入所している施設を出て暮らすなどして、地域の中で自立した生活をしたいと全体の1割強の人が回答しています。障害者関連団体ヒアリング調査の結果をみると、親亡き後の生活の場として、また当事者のニーズとしても共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の基盤整備が引き続き求められています。また、重度障害のある人への対応や体験利用の必要性、18歳以上の児童福祉施設入所者への対応、事業所運営の課題などが見受けられます。

加えて、長期にわたり入院や入所をしている障害のある人は、退院後の生活に不安を抱く場合が少なくないと考えられることから、地域へ円滑に移行できるような支援が求められているところです。

(2) 見込量

表 居住系サービスの見込量

(単位：月間利用実人員数)

障害種別		サービス種別	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障害者	共同生活援助（グループホーム）		(人分)	1	1	2
	共同生活介護（ケアホーム）					
	施設入所			11	11	11
知的障害者	共同生活援助（グループホーム）			33	36	40
	共同生活介護（ケアホーム）					
	施設入所			55	54	53
精神障害者	共同生活援助（グループホーム）			15	15	16
	共同生活介護（ケアホーム）					
	施設入所			1	0	0

表 居住系サービスの整備見込量

障害種別	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助（グループホーム）	定員数 (人)	36	36	40
共同生活介護（ケアホーム）				

(3) 見込量確保のための方策

① グループホーム等の充実

- 施設から地域生活へ移行する場合や、地域で暮らす障害のある人が親元を離れ、自立生活を行う場合などに備えて、地域において様々な居住の場を提供するため、引き続きグループホーム等の充実を図る必要があります。特に、グループホーム等の体験入所について要望があることから、施設入所者に限定せず、地域で生活している人も含めた「自立訓練事業」の確保について引き続き検討していきます。
- (福) 宥和会が「市立みきの路」の近隣に 10 名定員の共同生活介護（ケアホーム）を開設します。基盤整備に当たって地域の理解が得られにくい場合も見受けられることから、啓発活動によって障害に対する地域の理解を促します。
- グループホーム等の事業所運営の課題に対しては、本市ではグループホーム等の開設・増設の補助金を設定していましたが、平成 23 年 10 月からは国の制度上に家賃に対する助成制度が創設されていることから、補助金制度のあり方について改めて検討を行います。

事業名	事業内容
共同生活援助 (グループホーム)	市内事業者によるグループホームの整備が府営住宅等で予定されています。 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。入居者の状態に応じた適切なケアを確保する観点からケアホームが制度化されました。

② 居住支援の充実

- 本市においては、老朽化している市営住宅の建て替えが検討されており、建て替えに当たっては、障害のある世帯用の住宅の確保に努めます。
- 相談支援事業のメニューとして「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」があります。場合によっては 24 時間の支援が必要となることから、指定一般相談支援事業所を中心に支援体制の整備についての協議を行い、事業実施に向けて検討を進めます。
- 「市立みきの路」については、居住支援として障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）に取り組みます。日中活動系サービスとの組み合わせにより、一層生活が充実したものとなるように、入所施設に対する情報提供やアドバイスに努めていきます。

事業名	事業内容
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	指定一般相談支援事業者が障害のある人や家主などの相談に応じながら、不動産業者に対して物件のあっせん依頼、家主等との入居契約の手続き支援などを行います。
障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。「市立みきの路」については、居住支援として障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）に取り組みます。

③ 地域移行のための支援の充実

- 「精神障害者退院促進支援事業」の取り組みを生かし、障害者地域自立支援協議会において地域移行支援・地域定着支援に取り組みます。
- 施設や病院からの地域生活への移行を進めるために、試行的にグループホーム等を体験する取り組みの検討を進めていきます。

事業名	事業内容
グループワーク	退院後間もない精神障害のある人等が、気軽に利用できる「場」です。ミーティングや様々なプログラムによる集団活動を行い、仲間やスタッフと交流しながら、社会体験を増やすことによって、積極的に生きていく力を高めます。社会復帰や社会参加を進めるための支援を行います。
地域移行支援の個別給付化	入所・入院等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う支援が制度上、個別給付化されたことにもない、指定一般相談支援事業者等との連携を密にして地域移行を促進します。

目標4 一般就労にむけた支援の連携と福祉的就労の場の支援

(1) 現状と課題

● 障害福祉サービスによる就労支援

本市では旧法の通所施設の一部が就労を支援する障害福祉サービスへと移行しています。市内のサービス提供事業者において、就労移行支援は「市立ひびきはばたき園」が実施し、就労継続支援（B型）は「市立ひびきはばたき園」「ハッピーワールド」「バクのパン屋さん」が展開していますが、就労継続支援（A型）を実施する事業者は今のところ見られません。最低賃金を確保できるだけの人があれば就労継続支援（A型）ではなく一般的な就労を選択したいという当事者の思いがあることや、支援学校卒業後の就労先の一つとして制度上は就労継続支援（A型）事業所が想定されているものの社会生活に慣れる場として実際には機能しにくいといった問題があり、サービス提供事業者が就労継続支援（A型）の立ち上げを敬遠せざるを得ない状況が見受けられます。なお、本市では「障害者職業能力開発センター“せつつくすのき”」が職業訓練校としての機能を果たしています。

また、障害者施策に関するアンケート調査の結果をみると、就労移行支援や就労継続支援の利用希望が精神障害のある人に多く見られることから、基盤整備を促すための施策の検討が必要となっています。

● 生活面・就労面を総合的に支える事業の連携

障害のある人にとって就労支援とは地域で自立する経済力を支えるものであると同時に、生きがい等も含め日々の暮らしに関わる重要な施策です。本市では、障害のある人の雇用の受け皿として市役所内での取り組みや、生活面と就労面を総合的に支える「障害者就業・生活支援センター」の取り組みとの連携を進めてきました。

「障害者就業・生活支援センター」では、職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を必要とする障害のある人に対し、関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導・助言その他の支援を行うことにより、雇用の促進及び職業の安定を図っています。利用者は年々増加傾向にあり、平成22年11月には市の中心部に開設した「摂津市障害者総合支援センター」の中に機能を移転し、利用者の利便性の向上を図りました。

● 福祉的な就労の場における工賃水準の向上が必要

経済的に自立した生活を営むためには、工賃水準を上昇させることが必要となっています。加えて、旧法の通所施設の移行先として雇用契約を結ばない就労継続支援（B型）や生活介護が多く見られたことや通所施設で利用者の障害の重度化傾向が強くなることも予想されることなどから、これまでの授産活動の活性化方策だけでなく、工賃水準をあげていくために、新たな支援策を検討していく必要があります。

(2) 見込量

表 一般就労に係る日中活動系サービスの見込量（再掲）

（単位：上段・月平均利用日数、下段・実利用者数）

障害種別		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス種別					
身体障害者	就労移行	(人日分)	30	30	45
		(人分)	2	2	3
	就労継続支援（A型）	(人日分)	20	20	20
		(人分)	1	1	1
	就労継続支援（B型）	(人日分)	180	180	180
		(人分)	10	10	10
知的障害者	就労移行	(人日分)	270	288	306
		(人分)	15	16	17
	就労継続支援（A型）	(人日分)	15	15	15
		(人分)	1	1	1
	就労継続支援（B型）	(人日分)	864	900	936
		(人分)	48	50	52
精神障害者	就労移行	(人日分)	136	170	204
		(人分)	8	10	12
	就労継続支援（A型）	(人日分)	15	15	15
		(人分)	1	1	1
	就労継続支援（B型）	(人日分)	30	150	180
		(人分)	2	10	12

(3) 見込量確保のための方策

① 市役所における取り組みの促進

- 市役所も市内の一事業所として障害のある人の雇用・就労の促進に向けて目標雇用率の達成や職場実習の機会の提供に取り組んでいきます。

事業名	事業内容
市役所の障害者目標雇用率の達成	障害のある人に適した職域開発、職場環境の改善等に努め、身体障害のある人を対象とした採用試験を今後も適宜実施し、市が設定した目標雇用率である3%の達成に努めます。市立施設の指定管理者についても障害のある人の雇用を推進するように働きかけていきます。
市役所における職場実習の機会の提供	障害のある人の就労支援の一環として職場実習の場を提供していく必要があります。市役所においては、「市立ひびきはばたき園」通所者への実習を実施しており、継続・拡大して実施できるよう検討を進めます。

② 就労への移行を進める支援策の充実

- 就労移行支援と就労継続支援（A型）は近隣市との連携によってサービス提供事業所の確保に努めます。
- 就労移行支援事業所等の基盤整備を図るための補助制度の創設を検討します。

事業名	事業内容
就労移行支援 再掲	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。市内では「ひびきはばたき園」で実施していますが、サービス基盤が十分とは言えないため、近隣市との連携によってサービス提供事業所の確保に努めます。

就労継続支援 再掲	<ul style="list-style-type: none"> ・ A型 支援学校卒業者や離職した人等を対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労もめざす事業です。定員の2割までの範囲で定員とは別に障害のある人以外を雇用することもできます。市内で確保することは難しい状況です。 ・ B型 年齢や体力面で一般就労が難しい人等を対象に、雇用契約は結ばず、就労機会を提供する事業です。工賃の目標額をサービス提供事業所ごとに定め、その引き上げを図ることとしています。 <p>就労継続支援（B型）については事業所それぞれの特色にあわせて多様な知識や技能を習得できる支援が実施されるように、サービス提供事業所に勧奨します。</p>
--------------	---

③ 雇用施策と連携した支援の拡充

- 雇用施策については、「せつつくすのき」のノウハウを生かした「障害者就業・生活支援センター」の事業や大阪府が進める地域就労支援事業などがあります。このような、雇用施策を推進するとともに、三島障害保健福祉圏域での対応の推進や、障害福祉サービスの就労移行支援等と雇用施策の連携を図り、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を拡充します。
- 特に、職場定着を図っていくためには就職後のケアが課題であり、大阪府の地域生活支援事業のメニューとして「生活支援ワーカー」の配置が取り組まれていることから、「障害者就業・生活支援センター」における生活面での支援に一層努めていきます。

事業名	事業内容
雇用率制度に基づく雇用の促進	<p>「障害者雇用促進法」で民間企業、国、地方公共団体は、雇用率制度によって一定の割合以上、障害のある人を雇用しなければならないとされています。</p> <p>「障害者雇用促進法」の改正により、精神障害のある人も雇用率制度の算定対象となり、このような状況を周知する必要があります。</p>
地域就労支援事業との連携	<p>公共職業安定所が中心となって、関係機関からなる個別の支援チームを作り、就職に向けた準備から職場定着まで一貫した支援を行っています。</p> <p>市、茨木公共職業安定所、摂津市商工会、障害者就業・生活支援センター、大阪府総合労働事務所、ポリテクセンター関西などの主催の「摂津市障がい者就職フェア」や各種資格取得のための能力開発講座などの事業の充実を図ります。</p>

障害者職業能力開発センター“せつつくすのき”	摂津市社会福祉事業団が運営する「障害者職業能力開発センター“せつつくすのき”」が、障害のある人の就労に向けた訓練や新たな就労先の開拓に取り組み、大きな成果をあげてきました。期間を1年間とした訓練のほかに、短期職業訓練を実施するなど障害のある人の多様な職業能力開発ニーズに対応できるように努めていきます。
障害者就業・生活支援センター	就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供する場として茨木市と協働で取り組んでいます。就労やトライアル雇用などの大きな成果をあげています。今後、企業や関係機関によるネットワークのさらなる拡大・強化を図りながら、就労に向けた相談・支援の拡充に努めます。また、平成20年度から国の事業に移行し、「生活支援ワーカー」の配置を含め、職員を2名から3名に増員するなど、生活面での支援にも一層努めていきます。
ジョブコーチ支援との連携	大阪障害者職業センターが中心となって、知的障害のある人、精神障害のある人の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣し、きめ細やかな人的支援を行っています。本市においても平成18年度に知的障害のある人の非常勤採用を行ったことから本制度を活用しています。
トライアル雇用との連携	公共職業安定所の職業紹介で、障害のある人を短期の試行雇用で受け入れることにより、事業主に対し奨励金を支給し、事業主の障害者雇用のきっかけをつくるトライアル雇用事業について周知を行います。
障害者雇用助成金の支給	障害のある人を公共職業安定所の紹介により常用労働者として雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給期間終了後も継続して雇用している常用労働者300人以下の事業主に対して助成金を支給します。平成20年度から精神障害のある人も対象に加えるよう拡大を図りました。

④ 授産活動の活性化のための支援の充実

- 障害のある人の所得保障が大きな課題となることから、授産活動を活性化させ、授産施設の通所者の工賃のアップを図っていくための市独自の施策を検討します。
- 国や大阪府の「工賃倍増5か年計画」で定められた経営指導や経営改善の支援策と連携して、生産活動の活性化に努めます。
- 市としても引き続き市主催行事等の際に授産製品を購入したり、軽作業の発注を行ったりするなど授産活動の支援に努めます。国の「重点施策実施5か年計画」や地方自治法施行令の改正を踏まえ、事業所への発注促進策として、市において障害者支援施設等と随意契約で扱う範囲の拡大を図っています。

目標5 利用者本位の相談・サービス提供体制の整備

(1) 現状と課題

● 三障害の総合的な相談支援体制の構築

障害のある人への相談支援としては、市役所での相談支援の他に平成22年11月には「摂津市障害者総合支援センター」を開設し、三障害に対応できる体制かつ就業の相談も含めた総合相談窓口を整備しました。

また障害者地域自立支援協議会には「はぁねす」「あしすと」などの相談支援事業所等や「障害者就業・生活支援センター」を加えた部会として相談支援部会を設置し、行政も加わって相談支援体制の充実に努めています。

● サービス利用計画

「障害者自立支援法」においてケアマネジメントの理念が取り入れられ、指定相談支援事業者にはケアマネジメントを活用したサービス利用計画の作成が報酬の対象となりました。しかし、サービス利用計画を作成しなくとも障害福祉サービス等を利用できることや、その対象者には家族の疾病や施設から地域に移行する場合に限るなどの事由があること、また一般的な相談支援を担う指定相談支援事業者が報酬単価の低いサービス利用計画を作成しにくい状況にあることなどの理由で、見込んでいた程にはサービス利用計画の実績が伸びませんでした。

● 新たなサービス体系や法の見直しの動きを注視する

「障害者自立支援法」が施行されてから幾度となく利用者負担や制度の見直しが繰り返されてきました。この間に利用者においても本市としても制度に振り回された感は否めませんが、近年、ようやく現行制度のサービス利用が市民の中に浸透してきました。しかしながら平成23年度中には整備に係る改正事項の施行が相次ぎ、さらには再び「障害者自立支援法」の見直しが予定されており、再三に渡る法改正が市民の方々に分かりやすく、使いやすいサービスとなるように、サービスの提供体制や情報提供の体制の強化がさらに必要になると考えられます。

(2) 見込量

表 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の見込量

(単位：月平均利用者数)

障害種別	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	(人分)	68	118	133
地域移行支援		4	4	5
地域定着支援		4	4	4

表 相談支援事業の見込量

サービスの内容等	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	(箇所)	3	3	3
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業		有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)		無	無	有

表 成年後見制度利用支援事業の見込量

サービスの内容等	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用 支援事業	年間実利用 見込者数(人分)	3	3	3

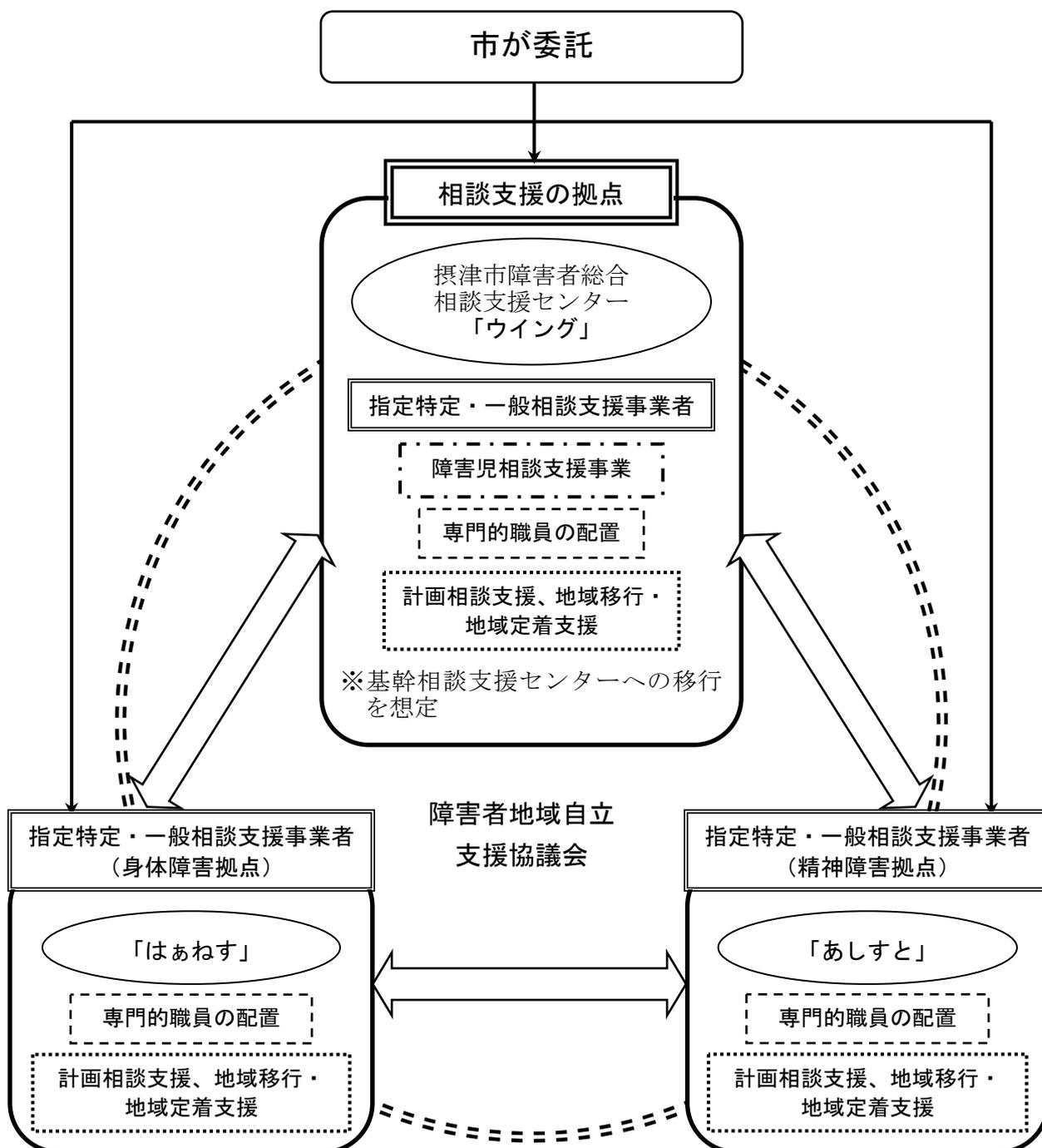
(3) 見込量確保のための方策

① 相談支援体制の充実

- 平成 24 年 4 月施行の「改正障害者自立支援法」及び「児童福祉法」に基づき、三障害の総合的な相談支援体制と地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターの設置を検討します。
- 発達障害児（者）や高次脳機能障害者などへの相談支援を検討します。
- 指定特定相談支援事業者の指定及びそれに伴う監査・指導を行うことにより、相談支援の充実を図ります。また、計画相談支援の対象拡大が円滑に進むよう、指定特定相談支援事業者に働きかけるとともに、必要な支援策を検討します。

事業名	事業内容
障害者相談支援事業（障害者地域自立支援協議会の運営等）	障害のある人等からの相談に応じ、障害のある人等の福祉に関する様々な問題に必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や障害のある人等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。相談支援事業を実施するに当たっては、障害者地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。
基幹相談支援センターの設置	<p>基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設であり、市から実施の委託を受けた者が設置できるとされています。</p> <p>本市では基幹相談支援センターにおいて、障害のある人の総合的な相談のほか、地域の相談支援事業者間の調整や支援といった役割を担うことを想定しています。</p> <p>障害者地域自立支援協議会において適切な設置を検討します。</p>
発達障害児（者）や高次脳機能障害者、ひきこもりの人に対する相談支援の検討	<p>医療との関わりが深い相談が想定されることから、病院との連携強化に努めます。</p> <p>民間の法人による相談支援と市の相談支援との連携強化に努めます。</p>

図 本市の相談支援体制（今後のイメージ）



② 支給決定プロセスの見直しに伴う計画相談支援の実施

事業名	事業内容
計画相談支援	<p>支給決定プロセスについて、介護給付費等の支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直すとともに、これまで重度障害のある人等に限定されていたサービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大されます。サービス等利用計画の作成を担う「指定特定相談支援事業者」は市町村が指定することになりました。</p> <p>市としては、指定特定相談支援事業者の適切な指定の実施及び事業者との連携の強化に努めます。</p>

③ 地域移行・地域定着支援

事業名	事業内容
地域移行・地域定着支援	<p>地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行うものです。</p> <p>また、地域定着支援は、居宅で一人暮らししている障害のある人等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談などの支援を行うものです。</p> <p>府が指定する「指定一般相談支援事業者」の情報を的確に把握し、本市の対象者が円滑にサービスを利用できるように努めます。</p>

④ 障害のある人の権利を守る支援

- 成年後見制度の周知を行うとともに、申立を行う親族がない場合には市長が申立を行います。市長申立を行い後見等が決定した人で低所得のため後見人等への報酬支払いが困難な場合には平成 19 年度から実施した助成制度で対応しています。

事業名	事業内容
障害者虐待の防止	<p>「障害者虐待防止法」の成立によって、虐待発見時の通報義務、家庭や福祉施設への立ち入り調査、対象者の一時保護などが市の責務として規定されており、一時保護のための居室の確保をはじめ、法の施行にあわせた必要な施策を検討します。</p> <p>また、新たに設置する市障害者虐待防止センターを中心として、障害者地域自立支援協議会を活用する等により、虐待防止に向けたシステムの整備を図ります。</p>
成年後見等開始審判申立事業	<p>親族がない場合等に市長が成年後見等の申立を行います。また、市長申立で後見等が決定したものの報酬の支払いが困難な人に費用を助成しています。</p>
苦情への対応	<p>本市には「市立ひびきはばたき園」「市立身体障害者福祉センター」「市立障害児童センター」及び「市立みきの路」など、市立の障害者（児）福祉施設が多数あります。各施設においては、現在、「苦情解決実施要綱」を定め、苦情解決責任者、苦情受け付け担当者、第三者委員（施設の外部の市民）を設置し、苦情について対応していますが、今後、福祉サービスの第三者評価を積極的に活用するよう取り組んでいきます。</p> <p>指定事業者・指定施設に対し、常に利用者の人権に配慮し、利用者主体のサービスを提供するように大阪府の指導に市の立場からも協力していきます。</p>
制度やサービス内容の伝達	<p>「障害者自立支援法」の見直しに伴う新たな制度やサービス内容を市民に周知するため、障害者団体をはじめとする関係機関とも連携して、伝達や開示の方法について検討していきます。このような取り組みにより、情報伝達を増やし、行政、サービス提供事業所や利用者がサービスの評価等についてお互いに意見を交換する仕組みの確立をめざします。</p>

⑤ サービス提供事業者と人材の確保

- 本市においては、訪問系サービスも含めて市立の福祉施設と社会福祉協議会が中心となって障害のある人への福祉サービス等を提供してきましたが、近年は、訪問系サービスについては民間サービス提供事業者の参入が進んできました。今後も社会福祉協議会と民間事業者を中心にサービスの確保に努めるとともに、人材の確保にも努めます。

事業名	事業内容
指定管理者制度への対応	本市では、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、それまで施設の管理運営を委託していた団体を5年間指定管理者として指定しました。平成23年4月には、これまでの運営実績から同一団体を3年間指定管理者として指定しました。これまでも市立の障害者(児)福祉施設では、管理運営の受託法人と協議を行い、経費節減を行う一方で、当事者やその保護者のニーズに応えるべく、新しい事業に取り組んできました。今後も一層の経営努力とサービスの質の向上を図るように、運営法人に働きかけていきます。
ガイドヘルパー養成研修の実施	ホームヘルパー、ガイドヘルパー、グループホーム世話人やピアカウンセラーなどについて、養成研修の充実を大阪府に要望するとともに、市としてもサービス提供事業者に養成研修を積極的に受講するよう働きかけます。また、移動支援については、専門的な知識を有するガイドヘルパーの養成研修を市で実施していきます。
民間のサービス提供事業者の育成	「障害者自立支援法」の施行に伴い、空き教室や空き店舗の活用等の施設基準の緩和や通所サービスへのNPO法人等の参入などの運営主体の緩和が図られました。本市としてもNPO法人をはじめ民間のサービス提供事業者の育成支援のあり方を検討します。

目標6 市が実施主体となる地域生活支援事業の推進

(1) 現状と課題

地域で支えるサービスとして位置づけられている地域生活支援事業は、必須事業に「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「移動支援事業」「日常生活用具給付等事業」「地域活動支援センター事業」があり、その他本市の独自事業として「日中一時支援事業」「訪問入浴サービス」などがあります。

● コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業としては、手話奉仕員の派遣事業を実施しています。事業の担い手である人材の養成については、手話講習会の入門コースおよび基礎会話コースをそれぞれ昼間・夜間の部として実施しています。また、点字講習会についても実施していますが、要約筆記はニーズを把握していないため講習会を実施していません。

● 移動支援事業

以前からニーズの高い移動支援については第1期・第2期計画の計画期間中にサービス提供事業者の確保に努めてきました。ガイドヘルパーの確保を促す施策として平成21年度には全身性障害にかかるガイドヘルパー養成研修を実施したのを始めとして、平成22年度には視覚障害にかかるガイドヘルパー養成研修を展開しました。このように積極的に施策を展開したことにより結果として近年では利用人数や利用実績値の伸びが見られるようになりました。また、平成23年10月に施行された同行援護によって、重度視覚障害者（児）の移動支援については国の介護給付費として個別給付化されることとなりました。

また、障害特性に応じたサービス提供という面では社会福祉協議会での取り組みを中心に質の向上に努めてきました。

障害者関連団体ヒアリング調査の結果をみると、それぞれの個性にあわせた支援の重要性が見受けられることなどから、これまでの取り組みを生かしながら、利用者の個性や希望にあわせた質の高いサービス提供をめざして今後も移動支援事業を促進していく必要があります。

なお、制度・運用面では家を始点・終点とした利用範囲の制限やグループ支援の運用などが問題となっています。

● 日常生活用具給付等事業

平成20年4月に携帯用会話補助装置の要件を「学齢児」から「3歳以上」に拡大するとともに、視覚障害者用アプリケーションソフト（画面音声化ソフト、画面拡大ソフト、視覚障害者用ワープロソフトなど）やパーソナルコンピューター入力サポート機器を追加しました。

● 地域活動支援センター事業

必須事業の内、未整備となっていた地域活動支援センターは平成 21 年に「市立身体障害者福祉センター」にて開設されました。

(2) 見込量

表 相談支援事業の見込量（再掲）

サービスの内容等	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	(箇所)	3	3	3
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業		有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)		無	無	有

表 成年後見制度利用支援事業の見込量（再掲）

サービスの内容等	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用 支援事業	年間実利用 見込者数(人分)	3	3	3

表 コミュニケーション支援事業の見込量

サービスの内容等	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳派遣事業	年間実利用 見込者数(人分)	8	9	10
要約筆記派遣事業		0	0	0
手話通訳者設置事業	年間実設置 見込者数(人分)	1	1	1

表 日常生活用具給付等事業の見込量

(単位：年間給付等見込件数)

サービスの内容等	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護訓練支援用具	(件)	5	6	7
自立生活支援用具		20	22	24
在宅療養等支援用具		20	22	24
情報・意思疎通支援用具		20	22	24
排泄管理支援用具		1,600	1,620	1,650
居宅生活動作補助用具(住宅改造費)		4	5	6

表 移動支援事業の見込量

(単位：上段・年間延べ利用見込時間、下段・実利用者数)

障害種別	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障害者	(時間分)	6,600	6,924	7,260
	(人分)	40	42	44
知的障害者	(時間分)	4,224	4,356	4,620
	(人分)	32	33	35
精神障害者	(時間分)	480	600	720
	(人分)	1	2	3
障害児	(時間分)	11,040	11,592	12,420
	(人分)	40	42	45

表 地域活動支援センター事業の見込量

サービスの内容等	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
基礎的事業	(箇所)	1	1	1	
	実人数 (人分)	18	19	20	
機能強化事業	(箇所)	1	1	1	
		I 型	0	0	0
		II 型	1	1	1

表 日中一時支援事業の見込量

(単位：上段・年間実利用者数、下段・年間利用日数)

サービスの内容等	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	(人分)	210	220	230
	(日数)	420	440	460

表 訪問入浴サービス事業の見込量

(単位：上段・実利用者数、下段・年間利用回数)

サービスの内容等	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴サービス事業	(人分)	10	11	12
	(回)	500	550	600

(3) 見込量確保のための方策

地域生活支援事業は、障害のある人及び障害のある児童がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、本市の実態や利用者の状況に応じた柔軟な形態で市が効率的・効果的に実施するものです。

事業名	事業内容
相談支援事業 再掲	<p>障害のある人、障害のある児童の保護者または障害のある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>【参照】 「目標5 利用者本位の相談・サービス提供体制の整備」^③</p>
コミュニケーション支援事業	<p>意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害等のある人に手話奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。市役所福祉事務所に手話通訳者を配置しています。</p>
日常生活用具給付等事業	<p>重度の身体障害や知的障害のある人が自力で日常生活を営むための用具についてニーズに応じて適切な給付等に努めます。</p> <p>補装具や日常生活用具をはじめ、介護者の負担の軽減にも資する福祉用具について、品目を追加し制度の充実にも努めます。また、大阪府立介護実習・普及センターを活用して福祉用具の情報提供や利用促進を図ります。</p>
移動支援事業	<p>外出及び社会参加が困難な障害のある人に対し、ガイドヘルパーを派遣します。施設入所者の帰省時の利用の実施等、柔軟な対応ができるように検討していきます。</p> <p>障害のある人が複数で同時に支援を受ける場合や、屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへ障害のある人が複数で同時に参加する際の支援等について、「グループ支援型」の創設を検討します。</p> <p>サービス提供事業者の確保並びに質の向上に取り組みます。</p>

^③ 49～50 頁の「① 相談支援体制の充実」参照

地域活動支援センター事業	<p>創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設です。利用者の状況に応じた多様なサービスの提供の確保を図ります。</p>
再掲	<p>「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を実施します。基礎的事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じ、Ⅰ型～Ⅱ型までの類型が設定されています。</p> <p>Ⅰ型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発などの事業を実施します。</p> <p>Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練など、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。</p>
訪問入浴サービス事業	<p>重度の身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において、入浴サービスを提供します。それまでの週1回のサービスを平成19年4月から週2回に拡充しています。</p>
日中一時支援事業	<p>「市立みきの路」と摂津市障害者総合支援センターの「ぱたぱた」において、知的障害のある人と障害のある児童（「市立みきの路」は中学生以上）を対象に日中一時支援を実施しています。</p>
再掲	<p>児童の長期休暇の支援については、放課後等デイサービスへのサービス提供事業者の参入状況を見ながら、サービス基盤の確保に努めます。</p>
声の広報等発行事業	<p>市が発行する広報等の内容をカセットテープに吹き込んだ上で視覚障害のある人に送付し、地域生活において必要な情報を定期的に提供します。また、今後はデイジー（デジタル音声情報システム）録音機器による録音を進めていきます。</p>
自動車運転免許取得費助成事業	<p>身体障害のある人に対し、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。</p>
自動車改造費助成事業	<p>身体障害のある人が自ら所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成します。</p>

目標7 障害のある児童の支援サービス

(1) 現状と課題

障害のある児童を対象とした福祉施設や福祉サービスは、施設系は「児童福祉法」、事業系は「障害者自立支援法」（児童デイサービス）に基づき実施されてきましたが、「障害者自立支援法」「児童福祉法」などの改正法の施行に伴い「児童福祉法」に根拠規定が一本化されました。このため平成24年4月1日から障害のある児童を対象とした福祉施設や福祉サービスの体系が順次変わることとなります。

第3期障害福祉計画に関する国の新たな「基本指針」では「都道府県及び市町村は、障害福祉計画の策定に併せて、「児童福祉法」に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設または指定障害児相談支援事業者の整備方針等障害児支援に係る方針を策定することが望ましい。」と示していることから、本市ではこれまで障害福祉計画や障害福祉課において障害のある児童の障害福祉サービスを取り扱ってきた経緯も踏まえて、本計画の中で障害のある児童の障害福祉サービスの見込量と整備方策を示すこととしました。

(2) 見込量

表 障害児支援サービスの見込量

サービスの 内容等	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援	月平均利用日数総数（人日分）	740	750	760
	実利用者数（人分）	115	120	125
医療型 児童発達支援	月平均利用日数総数（人日分）	72	81	90
	実利用者数（人分）	8	9	10
放課後等 デイサービス	月平均利用日数総数（人日分）	50	70	100
	実利用者数（人分）	5	7	10
保育所等訪問支援	月平均訪問回数（回）	0	0	14
計画相談支援	月平均利用人数（人分）	10	15	20
障害児相談支援	月平均利用人数（人分）	32	40	48

(3) 見込量確保のための方策

① 障害のある児童に係る障害福祉サービスの新体系への移行

- 児童福祉施設については、障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別で分かれた施設体系から、通所・入所の利用形態の別により分かれ、通所施設については「児童福祉法」に基づく市町村が所管するサービスへと移行します。

事業名	事業内容
旧児童デイサービスや各種の障害児通園施設の移行	<p>障害児通所支援として「児童福祉法」のサービスへ円滑に移行できるように、サービス提供事業者と市が連携して取り組みます。「児童発達支援センター」の設置について「市立障害児童センター」や三島障害保健福祉圏域での位置づけを協議・検討していきます。</p> <p>新たに創設された児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業などは、通所による身近な療育の場としてサービスの充実を図ります。また、児童発達支援事業については、市の独自策として利用者負担の軽減を検討していきます。</p> <p>●児童発達支援センター 児童発達支援センターは専門的な対応や地域の障害のある児童やその家族への相談、障害のある児童を預かる施設への援助・助言を行う施設として地域の中核的な療育支援の場として検討していきます。 (主に知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設の移行を想定。)</p> <p>●児童発達支援事業 障害のある児童やその家族に対する支援を行う身近な療育の場として日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。(主に児童デイサービス、重症心身障害児通園事業の移行を想定。) あわせて治療等を行う場合は「医療型児童発達支援」となります。</p> <p>●放課後等デイサービス 学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p> <p>●保育所等訪問支援 保育所等を現在利用中の障害のある児童、または今後利用する予定の障害のある児童が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。</p>

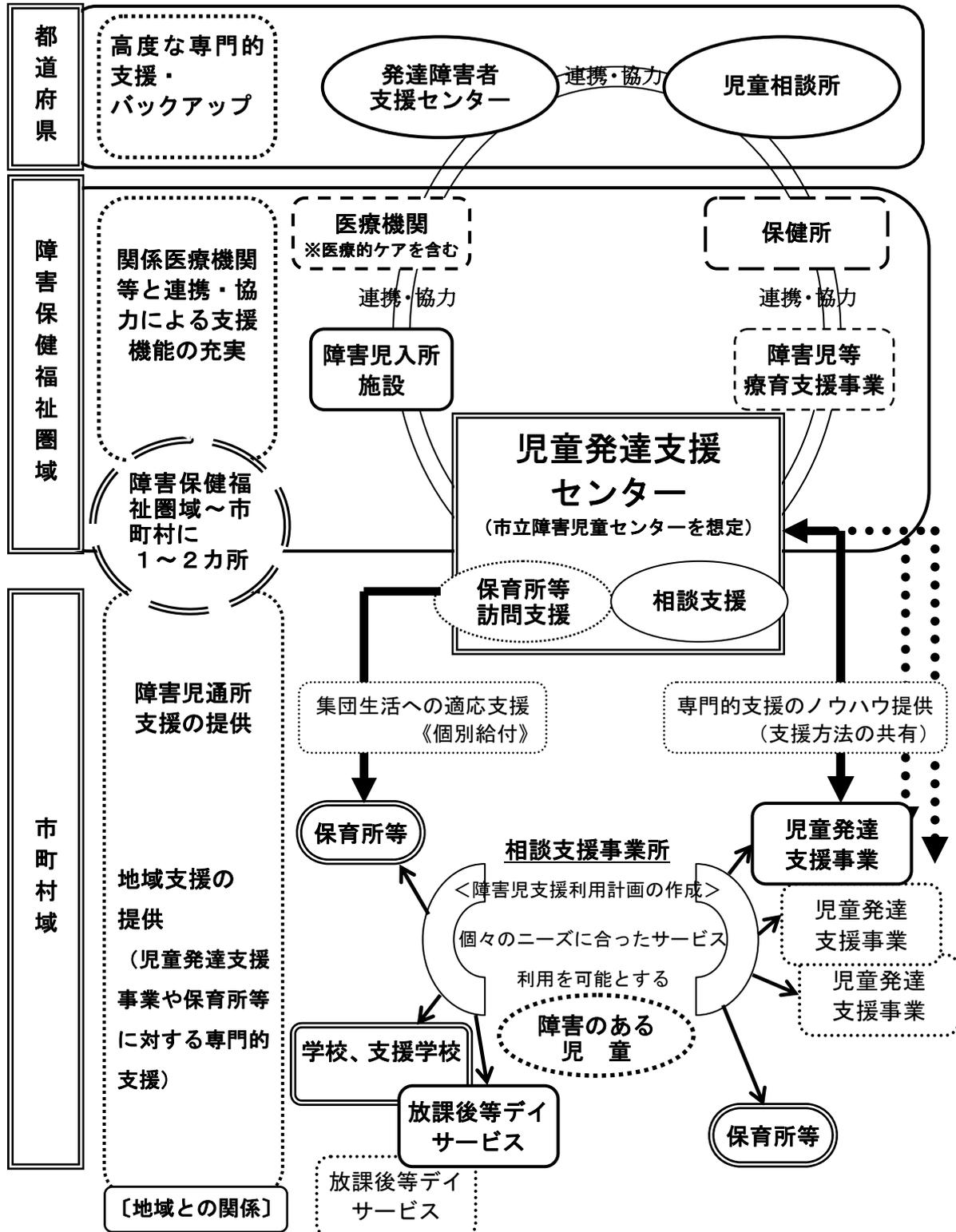
② 障害のある児童の障害福祉サービス利用に係る相談支援の充実

- 「児童福祉法」の中で対応することとなった障害のある児童のサービス利用に関する相談支援について障害者総合支援センターで実施します。
- 障害のある児童のライフステージに応じた一貫した支援を提供する必要があることから、新たに創設されたサービス利用のための障害児相談支援について「指定特定相談支援事業者」と「指定障害児相談支援事業者」の両方の指定を受けた事業者が一体的に実施することが望ましいと考えています。
- なお、障害のある児童の入所サービスについては児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成の対象外となっています。

事業名	事業内容
障害のある児童の居宅・通所サービスの利用に係る相談	障害のある児童については、新たに、「児童福祉法」に基づき、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業者」が通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成することとしています。障害のある児童の居宅サービスに係るものは「障害者自立支援法」に基づく「指定特定相談支援事業者」において、通所サービスに係るものは「児童福祉法」に基づく「指定障害児相談支援事業者」において、作成することとなります。

図 本市を取り巻く障害児支援体制（今後のイメージ）

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害のある児童を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることが期待されています。



第5章 計画の推進体制

1. 計画推進のための背景

「障害者自立支援法」によるサービス提供はこれまでにない抜本的な制度改正を伴うものであったために、新しい制度への激変緩和また制度の矛盾という観点から、国は様々な対策を講じてきました。そしてさらには第3期計画の計画期間中にも「障害者自立支援法」の見直しがめざされているところです。今後はさらに障害福祉サービスの内容が変化する可能性が見込まれています。本市としては障害福祉サービスや地域生活支援事業を推進していく上で制度上の問題が出てきた場合には、国や大阪府に引き続き改善策を求めていくとともに、法改正の施行や制度変更の動きなど、国や大阪府の動向を確実に把握し、連携を強化していくこととします。

2. 庁内の連携

庁内においては保健福祉部内で「地域福祉計画」を軸にして、個別の計画の進行管理等を総合的に行う組織の整備に努めます。

本計画の推進に当たっては、保健・医療・福祉・教育・雇用などの庁内関係機関の連携を図ります。

3. 障害のある人や住民による取り組みの推進

本計画の進行管理については、障害者施策推進協議会や障害者地域自立支援協議会において定期的に障害のある人の実態やニーズを把握するための調査・研究や、計画の評価システムを検討するとともに、本計画に定められた障害福祉サービス等の数値の見込みや取り組み方策の検証等を行い、常に計画推進状況や推進上の課題が明らかになるよう努めます。

また、住民一人ひとりが障害に関する知識と理解を深め、互いの個性を尊重し助け合う取り組みを推進します。

さらに、権利の主体として障害のある人自らが障害者施策の推進に参画できるように、市役所と当事者団体との活動の連携強化や障害者地域自立支援協議会等を活用した障害のある人本人やその支援者等と意見を交換する場の充実に努めます。

4. サービス提供事業者や民間事業者の役割

本市では先駆的な事業構想に対し、行政が場の確保や人材のコーディネート等の支援を行うことにより事業化を図るなど、新たな発想による育成支援のあり方について検討を進めてきました。今後は量だけでなく質を確保するために、サービス提供事業者の適切な育成が図られるよう支援します。

また新たに創設された計画相談支援において特定相談支援事業者の業務が拡大していくことが予想されることから、ケアマネジメントの考え方を踏まえつつ円滑なサービス等利用計画の運用について障害者地域自立支援協議会等において実質的な協議が必要となっています。

障害のある人が社会的に自立した生活を送るためには、経済的自立を果たすとともに、就労を通じた自己実現・社会参加を果たすことが重要となります。そのため、企業においては、法定雇用率達成の視点だけでなく、障害のある人が安心して就労できる環境や雇用条件の整備、障害のある人が従事できる職種の確保などの強化が求められます。市役所においてはこれまでと同様に積極的な障害者雇用を推進するとともに、一般の企業における障害のある人の雇用促進を図ります。

5. 地域全体での取り組み

財政状況が厳しい中で福祉施策を充実してきた本市としては、昨今の景況環境の悪化の中で、これまでの市による施策の充実とともに、市民の英知や力による支え合いもさらに重要な取り組みになると認識しています。市民の活動としては小地域ネットワークによる障害のある人と地域との交流や地域福祉計画での取り組み、民生委員・児童委員などの活動等が市民の努力によって進められています。今後は「障害者自立支援法」や「児童福祉法」による障害福祉サービス等を利用しながら、障害のある人が過ごしやすいまちづくりを地域全体で考えていく必要があります。

6. 計画の広報・啓発活動

本計画の周知を図るため、「広報せつつ」や市のホームページで公表するとともに、本計画の概要版を配布したり、障害福祉課等で情報を発信したりします。また、障害福祉課や摂津市障害者総合支援センター、各サービス提供事業所などにおいて、障害のある人の福祉に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援などを充実していきます。

7. 近隣市町との連携の強化

本市の場合、隣接している茨木市と三島障害保健福祉圏域^④を形成しており、公共職業安定所や保健所は茨木市内にあります。

また、茨木市も圏域とする「障害者就業・生活支援センター事業」は本市の摂津市社会福祉事業団が実施しています。

さらに、平成18年10月から都道府県の地域生活支援事業となった「精神障害者退院促進支援事業」についても茨木保健所や茨木市・島本町と連携して取り組んでいます。

このように、雇用や精神障害福祉の分野ではこれまでも茨木市内の公共職業安定所や保健所などの行政機関と連携してきましたが、特に、精神障害の保健・福祉分野において、本市には精神科の医療機関が1箇所だけと社会資源が限られていることから、障害保健福祉圏域内の行政機関との連携を強化していきます。

また、医療的ケアや重度障害のある人への対応については「三島障害保健福祉圏域」や府での対応に努めます。

^④ 当初、高槻市と「三島東障害保健福祉圏域」を形成していた島本町も高槻市が中核市に移行後、「三島障害保健福祉圏域」に含まれています。

資料

1. 計画策定の経緯

	日程	会議の名称等	報告・議事内容等
平成二十三年	6月7日(火) 14:00~15:00	第1回摂津市障害者地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●実務担当者会議からの報告 ●第2期障害福祉計画の平成22年度実績 ●障害者施策に関する長期行動計画(第3次)の中間見直し及び第3期障害福祉計画の策定について
	6月30日(木) 14:00~15:50	第1回摂津市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●摂津市地域自立支援協議会からの報告 ●第2期障害福祉計画の進捗状況について ●障害者施策に関する長期行動計画(第3次)の中間見直し及び第3期障害福祉計画の策定について
	7月23日(土)~8月8日(月)	障害者施策に関するアンケート調査	●障害のある人の意向の把握
	8月22日(月)~9月7日(水)	障害者関連団体ヒアリング調査	●摂津市内の障害者の当事者団体及び関連団体、事業者の意向の把握
	10月21日(金) 14:00~15:30	第2回摂津市障害者地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業所からの平成23年度上半期報告 ●平成23年10月からの各種制度改正について ●障害者施策に関する長期行動計画(第3次)の中間見直しおよび第3期障害福祉計画の策定に関する進捗状況について
	10月27日(木) 14:00~15:50	第2回摂津市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査結果について ●団体・事業者ヒアリング結果について ●障害者施策に関する長期行動計画(第3次)の後期計画骨子案について ●第3期障害福祉計画骨子案について
	12月16日(金) 14:30~15:10	第3回摂津市障害者地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者施策に関する長期行動計画(第3次)の後期計画素案について ●第3期障害福祉計画素案について
	12月22日(木) 14:00~15:30	第3回摂津市障害者施策推進協議会	
平成二十四年	2月17日(金)~3月9日(金)	パブリックコメントの募集	●市のホームページ、市役所や公共施設などで計画案を公表
	3月15日(木) 14:00~15:30	第4回摂津市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの結果について ●障害者施策に関する長期行動計画(第3次)の後期計画案について
	3月19日(月) 14:00~14:30	第4回摂津市障害者地域自立支援協議会	●第3期障害福祉計画案について

2. 摂津市障害者施策推進協議会

○ 摂津市障害者施策推進協議会条例

昭和 51 年 6 月 28 日

条例第 19 号

最近改正 平成 24 年 3 月 30 日条例第 15 号

[注] 平成 17 年から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 34 条第 4 項の規定に基づき、摂津市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平 17 条例 36・平 24 条例 15・一部改正）

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 関係団体の代表者

(3) 学識経験を有する者

(4) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 学識経験を有する者のうちから委嘱される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 協議会に特別の事項を調査審議させるため、5 人以内の専門員を置くことができる。

（平 24 条例 15・一部改正）

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（平 17 条例 36・一部改正）

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（平 17 条例 36・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日条例第 7 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 17 年 6 月 29 日条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日条例第 15 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

○ 摂津市障害者施策推進協議会条例施行規則

昭和 51 年 6 月 28 日

規則第 13 号

〔注〕 平成 20 年から改正経過を注記した。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、摂津市障害者施策推進協議会条例（昭和 51 年摂津市条例第 19 号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第 2 条 摂津市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、会議において必要と認めるときは、専門員又は会議の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第 3 条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

（平 20 規則 6・一部改正）

（委任）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 30 日規則第 6 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日規則第 14 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 8 月 31 日規則第 16 号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 17 日規則第 6 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

○ 摂津市障害者施策推進協議会委員名簿

平成23年12月1日現在（順不同・敬称略）

区 分	氏 名	団 体（役職名）
学識経験者	◎ 小倉 襄二	同志社大学名誉教授
	○ 加藤 博史	龍谷大学短期大学部教授
関係団体の 代表者	山下 弘子	摂津市身体障害者福祉協会
	稲田 通子	摂津市手をつなぐ親の会
	今城 秋子	摂津市肢体不自由児者父母の会
	田中 清	あけぼの福祉会
	梶村 源二	摂津市社会福祉協議会
	岸本 薩子	摂津市人権擁護委員
	大浦 元孝	摂津市医師会
	宮尾 洋志	摂津市医師会
	松本 宏士	摂津市歯科医師会
	阪田 雅克	摂津市商工会
	村上 弘二	摂津市人権協会
林 夏生	ダイキン工業労働組合淀川支部	
関係行政機関の 職員	木村 百合	吹田子ども家庭センター所長
	谷口 隆	茨木保健所所長
	角倉 潤	茨木公共職業安定所所長
	前馬 晋策	摂津市教育委員会次世代育成部次長 兼教育センター所長
	福永 富美子	摂津市保健福祉部長

* 区分欄の◎は会長、○は会長職務代理者

3. 摂津市障害者地域自立支援協議会

○ 摂津市障害者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 摂津市障害者地域生活支援事業実施規則（平成18年規則第58号。）第2条第1号に規定する相談支援事業を中立かつ公平に実施するとともに、地域の障害福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たすため、摂津市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応についての協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他協議会に必要な事務

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等を代表する者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実務担当者会議)

第6条 協議会は、必要に応じ第2条各号に掲げる事務に関し調査、研究等を行うため、実務担当者会議を開催する。

- 2 実務担当者会議は、別表に掲げる団体等の実務担当者をもって構成する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 14 日から施行する。

○ 摂津市障害者地域自立支援協議会委員名簿

平成 23 年 12 月 1 日現在（順不同・敬称略）

区 分	氏 名	団 体（役職名）
指定相談支援事業所	石井 寛人	摂津市障害者総合相談支援センター
	佐伯 理枝	
	勝本 彰	摂津障害者生活支援センター はあねす
	田中 清	あしすと
障害福祉サービス事業者	武森 喜美子	社会福祉法人摂津市社会福祉協議会
	山本 善造	社会福祉法人宥和会
	田村 信夫	社会福祉法人光摂会
	阪口 幸子	社会福祉法人あけぼの福祉会
	池田 和郎	社会福祉法人こころ福祉会
福祉関係者	中谷 久夫	社会福祉法人摂津市社会福祉協議会
	奥村 良夫	社会福祉法人摂津市社会福祉事業団
	山下 弘子	摂津市身体障害者福祉協会
	稲田 通子	摂津市手をつなぐ親の会
	今城 秋子	摂津市肢体不自由児者父母の会
教育・雇用関係者	石橋 洋子	大阪府立茨木支援学校
	大野 孝浩	障害者就業・生活支援センター
保健・医療関係者	島田 秀和	大阪府茨木保健所
関係行政機関	若狭 孝太郎	摂津市次世代育成部教育政策課
	北橋 ひとみ	摂津市次世代育成部児童相談課
	吉田 量治	摂津市保健福祉部障害福祉課

4. 計画策定に関する各種調査の結果概要

(1) 障害者関連団体ヒアリング調査の結果より

- 調査対象
摂津市内の障害者の当事者団体及び関連団体、事業者等
- 調査方法
郵送によって調査票を配付後、面談によるヒアリング調査を実施しました。
- ヒアリング調査期間
平成 23 年 8 月 22 日（月）～平成 23 年 9 月 7 日（水）
- 回収結果
11 団体中 10 団体から回答がありました。
- 集計方法
回答者が一つの間に対して複数の記述を回答している場合は複数回答の扱いとしてカテゴリ別に分類しました。

● 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用と今後の希望について

① 訪問系サービス

分類	回答数
ヘルパーの不足、人材と事業所の確保	4
障害特性に対応できるヘルパーや職員の育成とその必要性	2

② 短期入所（ショートステイ）

分類	回答数
医療的ケアの必要な人に対応できる施設が必要ではないか。	2
床数の確保	2
「みきの路」での新設の短期入所を評価	1

③ 日中活動系サービス・通所施設

分類	回答数
ニーズの高さと事業所の移行の選択先として就労移行支援ではなく就労継続支援（B型）が見受けられる。	2
短期入所と日中一時支援の枠の確保	1
日中一時支援の土日の利用の希望	1
支援学校の卒業生を就労継続支援（B型）で受け入れることについて	1
送迎の問題	1
リハビリができるような日中活動の場の充実	1

④ 居住系サービス

分類	回答数
グループホーム等の拡充と地域で暮らし続ける住まいとしての位置づけの強化	4
高齢期の障害者向けの入所施設が必要ではないか。	1
体験利用の受け入れ先の確保	1
重度障害のある人等の受け入れ先の確保	1
その他	2

⑤ 移動支援事業

分類	回答数
男性ヘルパーの確保、研修の充実が必要（特定のガイドヘルパーに対応してもらえない状況がある。）	4
長期休暇時のヘルパーの確保	1
市内に遊べる場所が少ない。	1
その他	1

⑥ その他の地域生活支援事業

分類	回答数
サービスを評価	1

⑦ 全体について

分類	回答数
事業所運営の採算性の確保	4
住み慣れた地域での生活を継続していくために	1
事業所における職員の資質の向上	1
職員の確保	1
65歳以上の人の介護保険と障害福祉の問題	1

(2) 障害者施策に関するアンケート調査の結果より

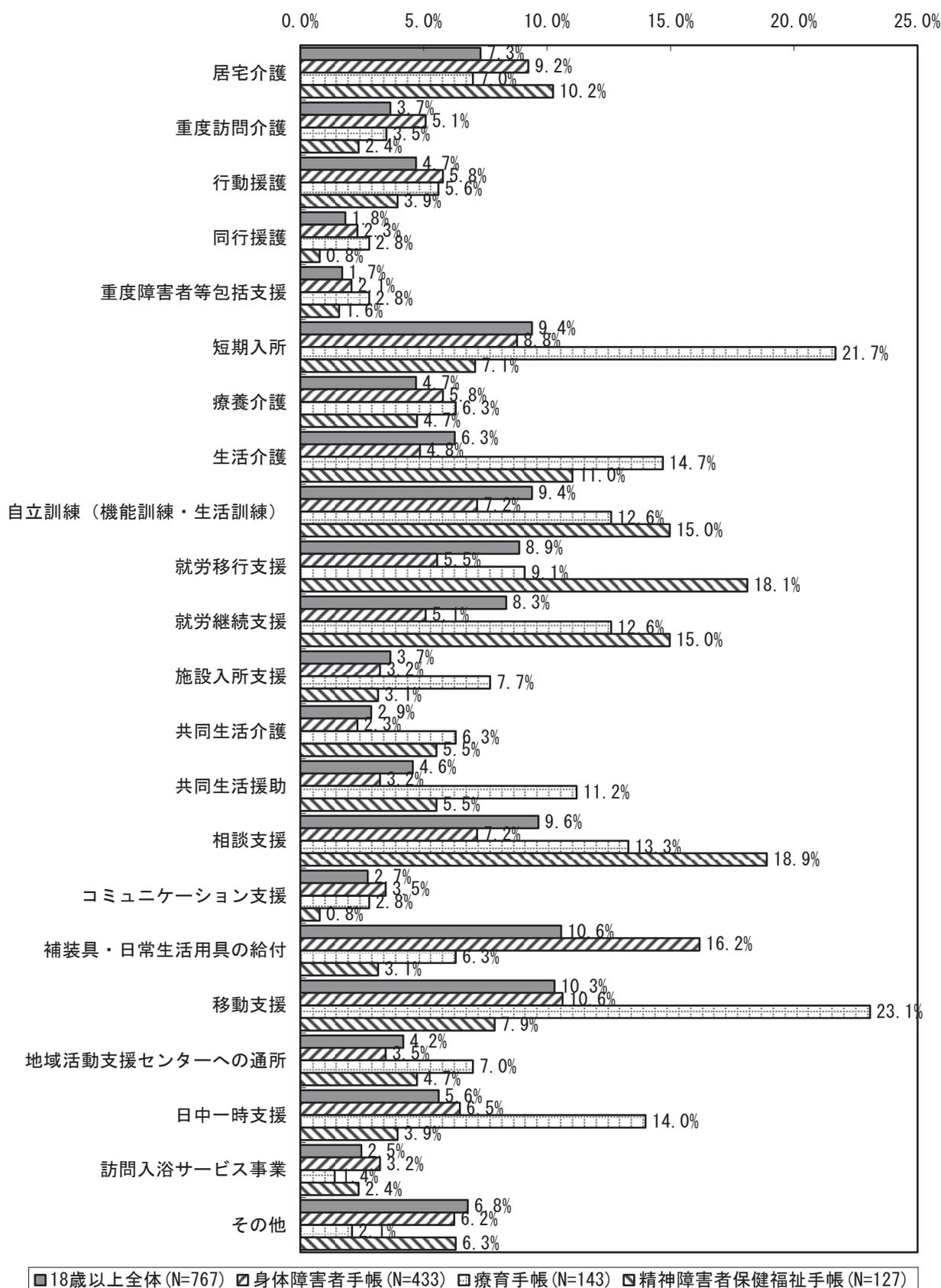
● 今後利用したい障害福祉サービス等（複数回答）

今後利用したい障害福祉サービスをみると、身体障害者手帳所持者では、「補装具・日常生活用具の給付」（16.2％）が最も多く、次いで「移動支援（ガイドヘルプ）」（10.6％）、「居宅介護（ホームヘルプ）」（9.2％）となっています。

療育手帳所持者では、「移動支援（ガイドヘルプ）」（23.1％）が最も多く、次いで「短期入所（ショートステイ）」（21.7％）、「生活介護」（14.7％）となっています。

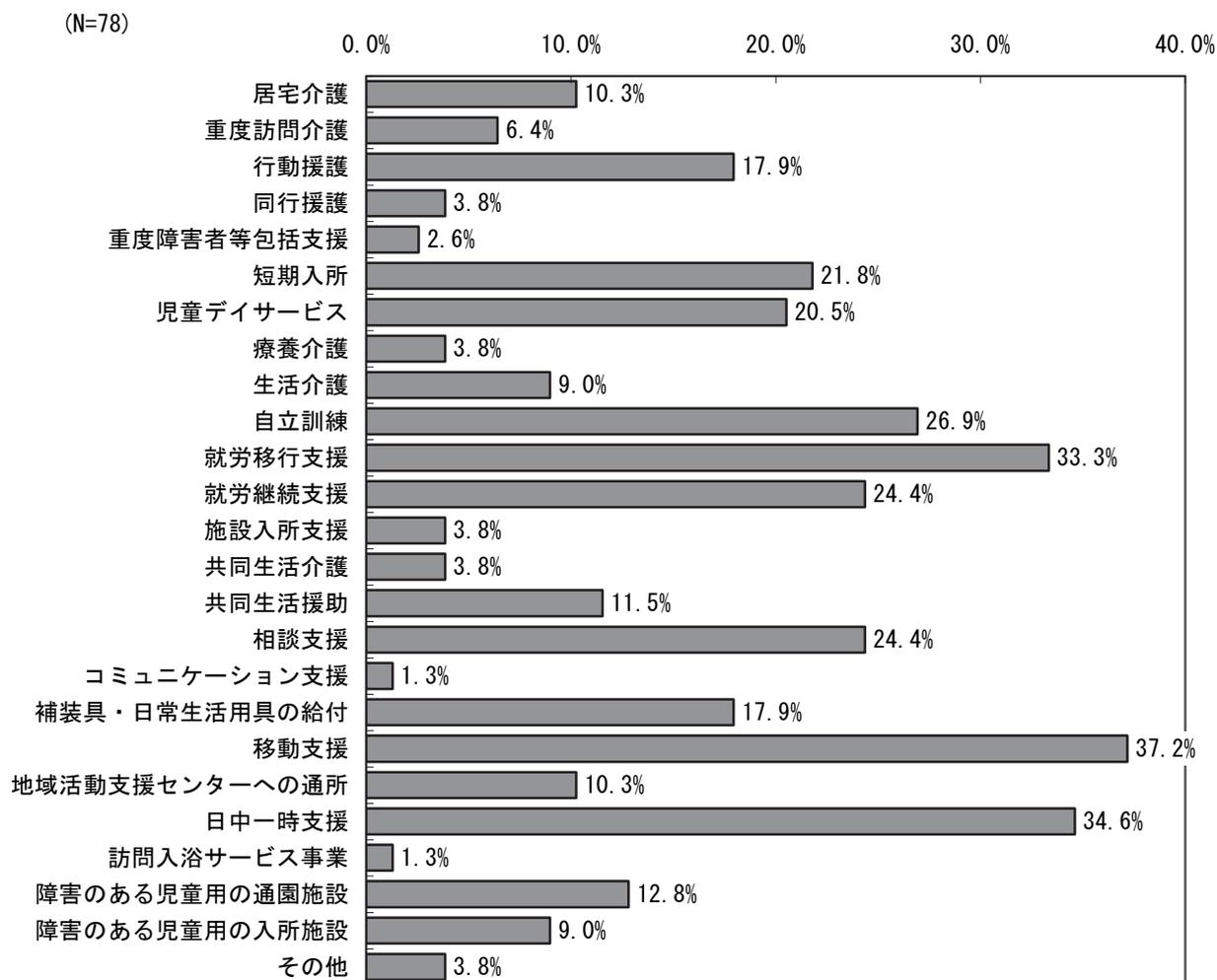
精神障害者保健福祉手帳所持者では、「相談支援」（18.9％）が最も多く、次いで「就労移行支援」（18.1％）、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労継続支援」（いずれも 15.0％）となっています。

図 今後利用したい障害福祉サービス等（複数回答）



18 歳未満の人の今後利用したい障害福祉サービスをみると、「移動支援（ガイドヘルプ）」（37.2%）が最も多く、次いで「日中一時支援（日帰りショート、ばたばたなど）」（34.6%）、「就労移行支援」（33.3%）となっています。

図 今後利用したい障害福祉サービス等（複数回答）



第3期摂津市障害福祉計画

平成24年3月

発行 摂津市保健福祉部障害福祉課

大阪府摂津市三島一丁目1番1号

TEL 06-6383-1111 (大代表)

072-638-0007 (代表)

FAX 06-6383-9031

裏表紙イラスト：摂津市マスコットキャラクター「セッピィ」

